

仙台藩の武士身分に関する基礎的研究

* 堀 田 幸 義

はじめに

渡辺信夫氏は『仙台市史』のなかで仙台藩に関して次のように述べられている。¹

農山村部は他藩同様に、人口においても戸数においても農民の数が圧倒的に多かったことは説明するまでもないが、他藩や幕領地などに比較すると、要害・所・在所、さらには在郷屋敷が置かれたため、農山村部に居住する武士身分の者が多かったといえる。もちろん、兵農分離の結果ではなく、兵農分離を行った上で再編成された結果であった。

これが仙台藩の政治・経済・文化など藩社会のあり方にも規定的な影響を与えていたのである。

氏の言葉に代表されるように、従来の研究では、在村する「武士身分の者」の多さが仙台藩の特徴とされてきた。確かに、藩の大身家臣のなかには一万石を超えるような大名レベルの知行地と要害・所・在所と呼ばれる領内各地の拠点を拝領し、自らの館を中心とする小城下町を形成する者がおり、彼らの家臣(藩陪臣)たちもその場所に集住していた。一般の藩士たちのなかにも村に屋敷地を所持している者が多く、この在郷屋敷に住む直臣と厩大な数に上る陪臣の存在によって「農山村部に居住する武士身分の者が多かった」とされてきたわけである。ただし、こうした記述は藩の家臣全体(陪臣をも含む)を指して「武士身分」と表現している傾向がみられ、家臣団のなかのどの階層からが武士身分なのかといった点は問われていない。

藩の総人口に占める武士身分の割合についても「家臣が抱える『家中』が多かったため、仙台藩において武士身分の人口が全国平均の武士人口の三か

ら四倍も高くなり、藩の全人口の二六パーセント(一八世紀前半)から二三パーセント(一八世紀後半以降)を占める」というのが現在に至るまでの通説であり、その根拠として利用されるのが幕末の郡奉行若林友輔(靖亭)の覚書や佐沢広胖編『奥羽史料』などをもとにした『宮城県史』の表³である。ただし、表からわかるのは「御家中御上下共²」や「御一門並諸士諸組付諸職人」の数であって、藩の凡下御扶持人(卒身分)を含めた人口である。

その数は、元禄八年(一六九五)〜文政八年(一八二五)にかけて一三〜二〇万人で推移しており、明治二年(一八六九)時点での直臣と陪臣の人頭およびその家族を含めた合計数が一七万二二三九人であることを考慮すれば、⁴先の数値が直臣だけではなく陪臣の下層をも含めた家臣全体の人数と判断できる。したがって、従来、「武士身分」の人口といわれてきたものは、武士身分ではない者たちをも含めた数であり、厳密にいえば、「武士身分の人口」ではない。もっとも、こうした数値を以て「武士身分の人口」と表現するのが一般的なのかもしれないが、当時の人びとの感覚からいえば、足軽や下級の陪臣たちは決して「武士身分」とはみなされていなかったであろう。

下級家臣を含めて武士・武士身分と表現している研究は多々みられるが、当時の社会にあって等しく家臣団に包摂された者であっても、武士身分なのか、そうでないのかによって厳しい規制があり、身分格式の違いがもたらす衣食住・立ち居振る舞いの違いについては、磯田道史氏が述べている通りである。⁵磯田氏は近世の大名家臣団のなかでどの階層からが世襲の武士身分として扱われたのかを追究されてお

* 宮城教育大学社会科教育講座

り、この点については後述するが、身分制度としては武士身分である家臣とそうではない家臣は峻別されているのが普通である。では、家臣団のなかで「武士身分」とは誰のことを指すのであろうか。これまでの藩政史研究においても近世大名の家臣団構造が明らかにされてきたが、そのなかでどの階層からが世襲の武士身分であったのかという点が議論され始めたのは近年のことであり、近世身分制研究の進展を背景に出してきた分析視角である。⁶

また、武士身分とは誰が認定するのかという点については、熊谷光子氏の論考が注目される。熊谷氏によれば、大名や旗本らが認めた畿内の帯刀人が帯刀人として社会的に認知されるには幕府の町奉行所による登録がなければならなかったといい、武士身分の成立は主人との主従関係だけでは理解できず、「帯刀人(あるいは武士)の任免に関して領主は非常に限定された権限しかもたなかった」と結論づけておられる。⁷

各領主の認める帯刀人と幕府町奉行所の認める帯刀人のうち、後者のみを「いわゆる武士身分」とされているようだが、⁸ 仙台藩には藩が認める士分(武士身分)と藩士が認める「士分(武士身分)」が存在しており、藩士個々人が認めた「士分(武士身分)」は地域は限定されていても、その地域においては歴とした武士として扱われており、筆者は、そうした武士身分の重層性を重視したいと考えている。

本稿は、以上のような認識のもと、仙台藩における武士身分について整理するものであり、その過程で従来の研究の誤りや等閑に付されてきた点についても触れていきたい。

一、家臣団の構造

(一) 士分の割合

まずは、本稿が対象とする仙台藩伊達家の家臣団構造について基本的なところを押さえておくことにする。同藩の武士身分について理解するために欠かせない作業である。

さて、日本近世史分野では、身分制研究の進展を背景に、近年、武士身分についても研究が深められ、大名家臣団の中でどの階層からが世襲の武士身

分であったのかという点が議論されている。磯田道史氏は、ほとんどの大名の家臣団構造が「侍・徒士・足軽以下」といった三つの階層区分で捉えられるとし、相続法の分析などから次のような結論を導き出されている。すなわち、近世前期の諸藩では「徒士層」の採用基準として本人の身長や体格が重視され原則的に一代きりの採用であったが、一八世紀に入り世襲の色合いが強くなり、一八世紀後半以降は二代限りの任用である。「足軽以下」とは異なつて「徒士層」も「侍」と同じ世襲の武士の家を形成していくという。そして、近世前期には「侍」以上が、近世中・後期には「徒士層」以上が世襲の武士身分として捉えられていたとされている。⁹

では、仙台藩の場合はどうであろうか。同藩の家臣団も他藩同様に武士身分の者と卒身分の者から成っており、前者を「士分」、後者を「凡下御扶持人」と呼んでいる。磯田氏がいう「侍」は本稿でいうところの「平士以上」に、「徒士」と「足軽以下」はそれぞれ「組士層」と「凡下御扶持人層」にあたり、確かに同藩の家臣団も三つの階層で捉えることが可能である。しかるに、延宝四年(一六七六)から同八年にかけて作製された家臣たちの由緒書である『御知行被下置御帳』では、徒小姓組・徒組・不断組・名懸組・給主組の者たち(「組士たち」)が「侍衆」の部に収録され、親子二代にわたつて徒小姓組や徒組に属する者もいたことから、¹⁰ 彼らは一七世紀後半の時点ですでに世襲の武士身分として扱われていた可能性が高い。

また、磯田氏は、岡山藩・清末藩・津山藩の事例から近世大名家臣団の人員数・構成比の目安を、「侍」が約四分の一(「約二五%」)、「徒士」が約四分の一(「約二五%」)、「足軽以下」が約二分の一(「約五〇%」)とみている。¹¹ 一八世紀後半以降、多くの藩で「徒士」も世襲の武士身分として把握されるようになり、かつ、一般的な大名家では磯田氏のいうような構成比で家臣団が成り立っていたとするならば、近世中・後期には、家臣全体の約半分(「侍」が約二五%、「徒士」が約二五%、合計約五〇%)が武士身分であったことになるが、後述するように、この点についても仙台藩特有のあり方が指摘できる。

仙台藩伊達家の家臣団構造についてはこれまでも研究がなされてきたが、家臣全体に占める武士身分(士分)の割合とその変化を追いかけるよう

な研究はなされて来なかった。そもそも割合を出すためには前提として士分の人数と家臣総数を確認する必要があるが、資料的制約もあって、意外にそれが困難なのである。

一般に同藩の家臣は約一万人といわれているが、実は、この家臣の総数を正確に求める作業は簡単ではなく、例えば、同じ寛文一〇年(一六七〇)の『侍帳』『御切米御扶持方牒』を用いて家臣の総数を求めた先行研究であっても、総数を七三八〇人とするもの、八四一六人とするもの、八〇五二人とするものといった具合に、諸説併存しているのが現状である。¹² 家臣団の規模という観点からいえば、凡下御扶持人の範囲をどこまで広げるかによって違いが生まれ、また、士分の割合といっても誰を士分扱いし誰を凡下御扶持人に入れるのか近世前期から明確であったわけではないので、厳密な意味では一七世紀の状況と一八世紀以降の状況を単純に比較することができない。したがって、一七世紀については不正確な部分も残ってしまうが、ここでは、藩当局が一八世紀に定めた役列規定を指標に家臣の人数を各階層ごとに割り出し、家臣総数と士分の割合を出してみたい。

仙台藩では五代藩主吉村期の享保一三年(一七二八)に家格と役職序列とを統合し一列に並べた「御役列」が制定されており、同藩の法制関係史料を探索すると役列を載せたものをしばしば目にする事ができる。そうした史料のなかには「組士之列」や「凡下御扶持人列」を載せているものがあり、¹³ 誰が「組士」(「組付・組侍」)で、誰が「凡下御扶持人」なのか、その具体的な中身がわかる。役列の記載には留保すべき点もあるが、「組士之列」や「凡下御扶持人列」に列挙されている者たちを基準に家臣団を三つの階層(「平士以上」・「組士層」・「凡下御扶持人層」)に分け、それぞれの人数を表1にまとめた。

これを見ると、仙台藩の家臣団規模は一七世紀後半の寛文一〇年(一六七〇)には九〇〇〇人を超えており、一八世紀後半には一万人に達し、一九世紀直前の寛政一〇年(一七九八)における「惣家中」の人数は一万六九人となっている。その後、幕末まで九千人台後半で推移し、明治二年(一八六九)七月に同藩が「弁事役所」へ提出した『陸前国仙台藩籍調』の控えによると「家中」の「惣人頭」は九九六五人で(うち一九九三人に暇が出

表1 家臣団の構成

| 年 | 階層等 | | | 家臣総数 | 士分 | |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|--------|------------|-------|
| | 平士以上 | 組士層 | 凡下御扶持人層 | | [平士以上+組士層] | 士分の割合 |
| 寛文10年 (1670) | 2,742 (30.1%) | 1,379 (15.1%) | 4,995 (54.8%) | 9,116 | 4,121 | 45.2% |
| 宝暦・明和年間 (1751-72)頃 | 3,590 (35.2%) | 1,083 (10.6%) | 5,530 (54.2%) | 10,202 | 4,673 | 45.8% |
| 寛政10年 (1798) | 3,458 (34.3%) | 995 (9.9%) | 5,616 (55.8%) | 10,069 | 4,453 | 44.2% |
| 文化10年 (1813) | 3,400 (35.6%) | 912 (9.5%) | 5,250 (54.9%) | 9,562 | 4,312 | 45.1% |
| 幕末 | 3,549 (35.9%) | 860 (8.7%) | 5,469 (55.4%) | 9,878 | 4,409 | 44.6% |
| 明治2年 (1869) | 3,520 (48.4%) | 743 (10.2%) | 3,010 (41.4%) | 7,273 | 4,263 | 58.6% |

※『寛文十年侍帳』・『寛文十年御切米御扶持方牒』(仙台市博物館所蔵<伊達家寄贈文化財 古記録49>)、『宝暦五年七月迄御知行御蔵米御切米御扶持方並人数調』(宮城県図書館所蔵<KM318.1/ホ1>)、『奥陽名数』(『宮城県史復刻版31』ぎょうせい、1987年)98頁、『惣家中分限並役附帳』(東北大学附属図書館所蔵<本館己A・3・196>)、『源貞氏耳袋』刊行会編『源貞氏耳袋』二巻(2008年)154頁、『旧仙台藩治概要』(近世村落研究会編『仙台藩農政の研究』<日本学術振興会、1958年>所収)230頁、「第一編 秩祿処分沿革概要」(『明治前期財政経済史料集成 第八巻』明治文献資料刊行会、1963年)367～368頁より作成。なお、寛文10年の時点では家格や役職序列が明確になっていないところがあるため、当該時期の実態とは若干の数値の異同があるものと思われる。また、各欄の括弧内の数字は全体に占める割合を示す。

に上り、他藩に比べ九〇～一〇%ほど多くなっており、一方で「徒士」(「組士層」)は約九〇%で他藩より一五～一六%ほど少なく、「足軽以下」(「凡下御扶持人層」)は他藩より若干多くて五五%前後となっている。そして、同藩における武士身分の割合(「士分の割合」)は全体の約四四～四五%であり、他藩に比べて家臣全体に占める武士身分の割合が五～六%ほど少ないことも表1から読み取れよう。

つまり、仙台藩は、人数こそ多くの武士たちがいたものの(「士分の人数

された)、藩制末期まで凡そ一万人規模が維持されていたことがわかる。また、一八世紀後半から幕末にかけての仙台藩では、磯田氏のいう「侍」(「表1」の「平士以上」)の数が全体の約三四～三六%

自体は多いものの、家臣(直臣)全体に占める割合という観点からみると、武士身分の割合が他藩よりも低いのである。さらに武士身分内部の構成比についてみれば、他藩が「侍」と「徒士」が一对一の割合であるのに対して、仙台藩では凡そ「侍」(＝「平士以上」)が「徒士」(＝「組士層」)の三〜四倍ほどの人数であった。

(二) 家格階層構造

仙台藩の家臣たちの家格階層構造は藩祖政宗から四代藩主綱村の治世(天正二〜元禄一六年(一五八四〜一七〇三))にかけて整備されたといわれており、表1の「平士以上」を門閥と平士に分けて、門閥・平士・組士・卒(凡下御扶持人)の四つに大別するのが通説的な理解である。門閥はさらに一門・一家・準一家・一族・宿老・着座・太刀上・召出(一番座召出・二番座召出)に分かれている。以下、家格階層構造の概略について述べ、さらに従来の研究で等閑に付されてきた点についても触れることにする。

まず、門閥層についてだが、門閥といっても浮沈がみられ断絶した家もある。近世初頭から幕末まで全く一緒であったわけではない。一門〜太刀上までは概ね一〇〇家前後で推移し、召出は他の門閥諸家に比べ時期により異同がみられ八〇〜九〇家ほどであったと思われる。寛政年間以降に成立した藩士たちの家譜『伊達世臣家譜』から寛政一〇年(一七九八)時点での正確な家数を割り出してみると、一門Ⅱ一、一家Ⅱ一七、準一家Ⅱ九、一族Ⅱ二二、宿老Ⅱ三、着座Ⅱ二九、太刀上Ⅱ一〇、召出Ⅱ八九(一番座Ⅱ三七、二番座Ⅱ五二)の合計一九〇家であったことがわかる。つまり、この時点での門閥層の家臣数(人頭数)は一九〇人であったということになるのである。表1にみる家臣総数一万六九人をもとにその割合を算出すれば、約一九％となる。家臣全体からみれば実に微々たる数であるが、このわずかに二％にも満たない層に陪臣の数も禄高も集中しており、藩政を実際に動かす存在でもあった。

次に、平士について。同藩の武士身分(Ⅱ士分)の多くは平士という家格の者であり、三千数百人の数に上った。寛政一〇年を例にとれば、同年の門閥層は一九〇人なので、表1中の「平士以上」三四五八人から門閥を除いた

三二六八人が平士ということになり、士分の者四四五三人の約七三％を占めていたことがわかる。かつては平士Ⅱ大番士(大番組に所属する武士)という理解が一般的であり、未だにそう理解している論者もあるが、そうではないことはすでに指摘されている。¹⁴ 平士の者のほとんどが大番組に属することは確かであるものの平士全員が大番士になるわけではない。大番組は一番から十番までの一〇組で構成されており(一二組だった時期もある)、一組三六〇人、合計三六〇〇人がいたなどといわれてきたが、実際はもっと少なく、寛政一〇年当時の「大番之者」は三〇二四人である(家臣全体の約三〇％、士分全体の約六八％、「平士以上」全体の約八七％)。

また、これまでの研究では全く見過ごされているが、「大番組」を一つの基準として「大番組之格」・「大番組以上」と呼ばれる格式が設けられていた。¹⁵ 藩の役列でも「大番組以上之列」が定められており、その序列は、①大番組御召出、②御膳番、③御小姓組、④御右筆、⑤江戸番馬上、⑥定御供、⑦大番組、⑧御次医師、⑨茶道頭、⑩既頭、であった。¹⁶ つまり、大番組に属す大番士ではなくとも(Ⅱ「御番人」していない「番外士」であっても)「大番組以上」の格式を有する者が存在しており、例えば、代々「既頭」を務めた岩淵家が『伊達世臣家譜』の「平士之部」に掲載されていることからわかるように、¹⁷ 士分の多くを占める平士という階層は「大番組以上」という格式を有する家格階層なのである。

平士については門閥層のように家格内部における家々の序列Ⅱ「家之列」は定められておらず、『伊達世臣家譜』の編纂にあたっても便宜的に「禄之多少」を以て順番に掲載しようとしたが、家の由緒などによって与えられている「御番所」(仙台城内に設けられた控えの間)に違いがあった。上から、①虎之間、②中之間、③次之間、④広間、の順に序列づけられており、虎之間番士などと呼ばれた。ただし、この「御番所」は平士だけに与えられていたわけではなく、門閥層・重役の息子たち(次三男)、役職従事者、そして、組士の一部にも与えられている。徒小姓(組士の一種)に採用されると同時に「広間番士」となる事例もあることから、〇〇番士が全て家格平士だとはいえない。¹⁸

さらには、徒小姓組の者でなおかつ大番組にも属するという者(「大番組之

内御歩小姓組之者」(さえたことがわかる。彼らについてはその格式が問題となり、元文五年(一七四〇)二月、「御徒小姓組之内御番所有之者」は大番組の席にて、「御番所無之御徒小姓組一編の者」は「組付の席にて」御目見を仰せつけると決定されている。なお、寛政四年(一七九二)四月に、番入している徒小姓の者を「御目見所」のある役職に任じてはならない、大番組が務めるべき役職を理由なく組士が務めてはならないといった法令が出されているので、組士の者が家格階層を超えて上位の役職に就くことは禁じられるようになっていったことがわかる。¹⁹

平士の下に位置するのが組士・組付・組侍と呼ばれる階層である。約九〇〇〜一〇〇〇人ほどがあり、家臣全体の九〜一〇%ほどを占めていた。役列の「組付之列」には、①御徒小姓組、②御徒目付、③御徒組、④御台所人、⑤御茶道、⑥御同朋、⑦御郡奉行支配御番外・御給主役、⑧御鷹匠組、⑨御不断組、⑩御給主組、⑪御名懸組、⑫出入司支配御番外、⑬御掃除坊主頭、⑭御馬乗、とあり、「御伯楽」などを含める史料もある。²⁰ これまでに「御番外」(「番外士」)の身分は組士ではなく平士に属するという指摘がなされたこともあったが、現在に至るまで組士といえは「組付之列」に列挙された先の方たちを指すことが多い。²¹

ただし、享保一四年(一七二九)五月には「御馬乗・御伯楽」の身分について「組士の次に士分」と決定されており、厳密な意味では「御馬乗・御伯楽」||「組士」とは見なされておらず、「諸組付等御馬乗・御伯楽迄侍分之者」と表現している事例もみられる。また、「組侍」の人数と「御茶道・御同朋・御坊主組頭共」の人数を分けて記載する史料もあるので、組士||「組士之列」に挙げられている者と単純にはいえない。²²

すなわち、藩の役列規定は、徒小姓組・徒組・鷹匠組・不断組・給主組・名懸組に属すようないわゆる「組侍」と、彼らに準じて士分扱いする者たちの両方を同一の範疇で一括りにし、「組付之列」という形でその序列を明示していたのである(本稿では「組士層」と表記)。前述した「大番組」の場合と同じで、「組士」というのが一つの格式と化しており、仙台藩ではこの「組士格」以上の者たちが士分||武士身分として扱われている。ちなみに、明治初頭に各藩の藩士たちが士族と卒族に区別された際、仙台藩では組士以上が

士族となり凡下御扶持人が卒族となった。²³

また、「御番外」・「番外士」にも注意が必要である。組士よりも上の家格である平士のなかにも大番士ではない者たちがおり、彼らは大番士ではないという意味では「御番外」・「番外士」である。また、徒組らの「組侍」は基本的に「組御免」され組士勤務を免除されなければ大番士となることができないう階層であり、彼らに準じて組士格を有する者たちも番入はせず、したがって、組士層(組士および組士に準じる者たち)を総称して「御番不入輩」や「御番外士」と表現している史料もみられる。²⁴

「組侍」が組士としての勤務を免除されることを「組御免」というが、その理由は様々である。組御免されると同時に「御番入」を仰せつけられ大番士へと昇進する者もあれば、何らかの役職を仰せつけられるに際し組御免される者、あるいは、病気や老体のため十分な奉公ができず自ら御免願いを出す者もいる。また、組士を外れるにあたって「御番入」ではなく「御番外」を仰せつけられる場合がある。「御番外」・「番外士」が組士ではないとされる所以である。

ただし、寛永一三年(一六三六)五月に政宗の跡を継いだ忠宗が仙台へと下向し総家中が新藩主忠宗へ拝謁する際、「番外及ヒ組士」たちが同日に御目見を仰せつけられていること、天和三年(一六八三)正月、四代藩主綱村への年頭の拝謁を「番外ノ輩・徒組等」が一緒に行っていること、「番外・在郷番外・組士」が貞享二年(一六八五)の同じ日に「御朱印」を賜っていること、享保一二年(一七二七)に定められた「御書之格」では「大番組以上」とは別に「諸組士」と「御番外」が同列に扱われていること、天明六年(一七八六)七月に「御番外侍菊地市左衛門」が「御客之間下之間御組士之席」にて番入を命ぜられていること²⁵などの事実から判断するに、番入しておらず「大番組以上」の格式も有しない「御番外」は、徒組ら「組侍」とは異なる存在として把握されていたとしてもその格式は一七世紀前半から「組士格」であり、が故に一八世紀以降に制定された藩の役列規定上でも「組付之列」に入れられているのであろう。

表2 知行取の人数

| 時 期 | 平士以上 | 組士層 | 凡下御扶持人層 |
|--|-------|-----|---------|
| 寛文10年(1670) →知行取の総数(3,135)は、 家臣総数(9,116)の34.4% | 1,618 | 238 | 1,279 |
| 延宝4-8年(1676-80) | 1,818 | | - |
| 宝暦-明和年間(1751-72)頃 | 1,641 | - | - |

※『寛文十年侍帳』、渡辺信夫「第三章 政宗の政治」162頁の表107、『宝暦五年七月迄御知行御蔵米御切米御扶持方並人数調』、および、前掲表1より作成。なお、「-」は不明を示す。

(三) 給与形態と禄高の分布状況

仙台藩といえは地方知行制を堅持した藩として有名であるが、士分(武士身分)の全員が知行取であったわけではなく、逆に凡下御扶持人(卒身分)であっても土地を給与された者たちが存在している。しかるに、家臣団の末端まで含めて知行取と俸禄取(切米扶持方取)の人数および各自の禄高を確認できるのは寛文一〇年(一六七〇)だけであり、『侍帳』・『御切米御扶持方牒』を使って明らかにすることができる。これらの史料から、小林清治氏は家格平士以上の知行取数を一七〇四人、組士と卒の知行取の合計数を一三三三人とされており、また、佐々木慶市氏は家格平士以上の知行取数を一七〇〇人だとされている。ただし、小林・佐々木両氏は『侍帳』と『御切米御扶持方牒』の両方に出てくる重出者を一人にまとめる作業を行っておらず、人数に誤りがみられ、²⁶したがって、禄高の分布状況についても修正が必要である。そこで、こうした誤りを正し、まず各時代の知行取の人数をみてみると、表2のようになる。

寛文一〇年時点での知行取数は、①「平士以上」が一六一八人(「平士以上」全体の約五九%)、②「組士層」が二三八人(「組士層」全体の約一七・三%)、③「凡下御扶持人層」が二二七九(「凡下御扶持人層」全体の約二五・六%)で、合計三三三五人となり、これは家臣全体(九一一六人)の約三四・四%となる。士分(武士身分)に限ってみると、知行取数は一八五六人となり、士分全体(四二二一人)の約四五%となる。

つまり、地方知行制で名高い仙台藩であるが、同藩の家臣たち全体の約六五%以上、同じく士分(武士身分)全体の約五五%が俸禄取であったこ

とになる。²⁷「平士以上」の知行取数が一六〇〇人台であるという状況は一八世紀後半にも同様であり、「組士層」のデータが取れないので推測するしかないが、仙台藩の士分(武士身分)でかつ知行取である者の数は概ね一八〇〇人前後で推移したようにも思われる。

ただし、明和年間(一七六四〜七二)の史料だとされている『金穀方職鑑』によれば、「平士以上」合計三八三八人中の二〇四七人が知行取で、切米扶持方取は一七九一人となる。本稿が利用した『宝暦五年七月迄御知行御蔵米御切米御扶持方並人数調』と『金穀方職鑑』の両史料が載せている数値に時期的なズレがあり、知行取数が増減した可能性もあるが詳細は不明である。

次に、家臣たちの禄高についてその分布状況をみてみる。この点に関しては、佐々木氏が寛文一〇年時点での「侍」(＝本稿の「平士以上」)の知行取一七〇〇人分の禄高を集計し分布状況を表化されているが、先に指摘したように訂正が必要である。また、渡辺信夫氏が『御知行被下置御帳』をもとに「侍衆」以上の者たち(本稿の「平士以上」+「組士層」の者たち)一八一八八人の禄高について整理し延宝四〜八年(一六七六〜八〇)頃の様子を明らかにされているが、これらはいずれも知行取内部の分布状況を示しているに過ぎない。前述したように、士分(武士身分)に限定して考えたとしても知行取の数自体が半分以下であるので、この集計結果だけでは武士身分の者たち全体の様相は全くつかめない。

仙台藩では家臣たちの知行高は貫文で表示されており、一貫文＝一〇石という換算が可能である。禄を現金で支給する「切米」や現米で支給する「扶持方」についても石高に直す換算値が定められていたことから、知行取だけではなく俸禄取(切米扶持方取)も含めて寛文一〇年時点での家臣たちの禄高を石高に換算し集計することが可能である。実際には、「組士層」や「凡下御扶持人層」については全員の禄高を個々別々に把握できないため、俸禄取も含めた全員の禄高の分布状況を知ることができるのは「平士以上」だけである。「平士以上」については、文化一〇年(一八一三)の様子も知ることができるため、これらを整理したのが表3と表4である。

仙台藩の家格階層構造からすれば上位約三〇〜三六%を占めるに過ぎない上層の武士身分の者たち、それが「平士以上」であったが(前掲表1参照)、

表3 「平士以上」の禄高分布(寛文10年〈1670〉)

| 禄高 | 人数 | 割合① | 割合② |
|-------------------|-------|--------|-------------------|
| 10,000石以上 | 10 | 0.36% | 36.3% (995人) |
| 1,000石以上10,000石未満 | 60 | 2.19% | |
| 500石以上1,000石未満 | 110 | 4.01% | |
| 300石以上500石未満 | 276 | 10.07% | |
| 200石以上300石未満 | 173 | 6.31% | |
| 100石以上200石未満 | 366 | 13.35% | 63.7% (1,747人) |
| 50石以上100石未満 | 549 | 20.02% | |
| 30石以上50石未満 | 552 | 20.13% | |
| 30石未満 | 646 | 23.56% | |
| 合計 | 2,742 | 100% | 100% |

※『寛文十年侍帳』・『寛文十年御切米御扶持方牒』、「御切米御扶持高直高割」(『藩臣須知』38頁)より作成。なお、「割合②」は禄高100石以上・未満で区切った場合の「平士以上」全体(2,742人)に占める割合。なお、切米扶持方も石高に直して計算。

彼らの禄高を集計してみると、驚くべきことに、禄高一〇〇石以上というのは「平士以上」全体の約三六%前後に過ぎず、残りの約六四%前後が禄高一〇〇石未満の者たちだったことがわかる。²⁸一七世紀後半と一九世紀前半にみられたこうした傾向は一八世紀後半も同様であり、宝暦(七二)頃の禄高一〇〇石以上の者は「平士以上」全体(三五九〇人)

の約三二・一%(一一五二人)であった。さらに、寛政一〇年(一七九八)には「平士以上」全体(三四五八人)の約三四・三%にあたる一一八五人が禄高一〇〇石以上であったが、うち門閥層(門閥層三家は百石未満)が一八七人含まれているため、家格平士のみで考えれば九九八人となる。当時の平士は全部で三三六八人いたので禄高一〇〇石以上の平士というのは平士全体の約三〇・五%だったということになる。つまり、家格平士のなかで凡そ一〇人に三人しか一〇〇石以上の者がおらず、残りの七人は一〇〇石未満であったということである。こうした事実を知行取の禄高を集計しただけでは見えてこないものである。

例えば、平成に入り刊行がスタートした最新の『仙台市史』では便宜的に禄高一〇〇石を境に中級家臣と下級家臣に大別されており、仙台藩における中級家臣の事例として、禄高一八五石の浜田家、二五〇石の河田家、一五〇石・

表4 「平士以上」の禄高分布(文化10年〈1813〉)

| 禄高 | 人数 | 割合① | 割合② |
|-------------------|-------|--------|-------------------|
| 10,000石以上 | 8 | 0.24% | 35.5% (1,207人) |
| 1,000石以上10,000石未満 | 69 | 2.03% | |
| 500石以上1,000石未満 | 123 | 3.62% | |
| 300石以上500石未満 | 256 | 7.53% | |
| 200石以上300石未満 | 167 | 4.91% | |
| 100石以上200石未満 | 584 | 17.18% | 64.5% (2,193人) |
| 50石以上100石未満 | 775 | 22.79% | |
| 30石以上50石未満 | 826 | 24.29% | |
| 30石未満 | 592 | 17.41% | |
| 合計 | 3,400 | 100% | 100% |

※『源貞氏耳袋』二巻-154頁より作成。なお、総数3,400人のなかには実際には知行取ではなく切米扶持方取も含まれていたと考えられるが、史料上では全て石高に直して記してある。

五人扶持(五人扶持は石高換算で二二・五石なので合計一七二・五石)の玉虫家といった家々が紹介されている。確かに、当時の藩当局も「諸給人」(知行取)のなかで「百石已下」の者たちを「小進之族」と捉えており、²⁹禄高二〇〇石前後の知行取は知行取内部では「中級」といえるかもしれない。しかし、そもそもが同藩の武士身分の半分以上が俸禄取であったこと、そして、「平士以上」という階層であっても禄高が

一〇〇石を超える者は一〇人に三〜四人程度であったことを考慮すれば、浜田・河田・玉虫の如き家々は決して「中級」ではなく、「平士以上」のおよそ上位三分の一、家格平士の上位三分の一に入る家であったことを確認しておきたい。

すなわち、仙台藩における禄高の身分的上層への偏りは想像する以上に著しいものがあったのであり、寛政四年(一七九二)に成った禄高一〇〇石以上の藩士たちの家譜『伊達世臣家譜』についても、選ばれた家だけが掲載されていたともいえるのである。筆者自身の研究も含め、これまでの研究では『伊達世臣家譜』に載っているような家々を取り上げ仙台藩の武家社会について語ることが多かったように思うが、家譜に載らない家、知行を拝領していない家、禄高が一〇〇石に満たない家、そういった者たちが家臣団の大半を占めていたことを忘れてはならないであろう。

二、「士」

(一)定まる「諸士の格式」

近世は兵農分離の社会であり、地方知行制をとる仙台藩でも兵農分離が貫徹していたとするのが近年の通説的な理解であるが、同藩の場合、例えば、兵と農を分かち「居住区分離」³⁰の、理念としてはなく実態がどうだったのかについては検討の余地が残されている。また、苗字帯刀に代表される武士身分の表象も、彼らの格式も、仙台藩政の開始当初から定まっていたわけではない。社会の兵農分離状態をはかる指標の一つとされる「居住区分離」の問題については、別稿を準備しているため、ここでは、前章で述べたような巨大な家臣団を持つ仙台藩伊達家にあつて、武士たちの格式が定まり、凡下一般とは異なる武士身分の表象が定まっていくなりに整理してみたい。

さて、菅野正道氏の近業によれば、³¹奥羽仕置以降、伊達氏の居城が米沢から岩出山、そして仙台へと移るに際して、米沢城下の都市民の多くが伊達氏と行動を共にしており、仙台城下町のなかでも町人地の中心をなす六つの町(大町・肴町・南町・立町・柳町・荒町)も伊達政宗に付き従つて米沢から移動してきた人びとによつて構成されているが、彼ら「御譜代町」の住人たちは、米沢時代に商工業を生業としながらも実は伊達氏の家臣としての側面を兼ね備えていた。そして、江戸時代に作成された系譜に記されている彼らの先祖が伊達氏に従つて軍陣に参加したとする記録は事実であり、また、米沢時代の町衆が政宗の直属部隊として編成されていたことを示す天正年間(一五七三〜九二)の末頃の記録もみられるという。

確かに百姓・町人らが伊達の軍勢に従軍していたことがわかる史料は『伊達家文書』にも見つけることができ、慶長五年(一六〇〇)のいわゆる東北の関ヶ原合戦にあつて上杉氏と対峙する最上勢への加勢として派遣された伊達の軍勢のなかに「検断」や「肝入衆」の名前があり、「百姓馬上」もいたことがわかる。³²また、後世の編纂史料ではあるが、『片倉代々記』には、豊臣秀吉死後の緊迫した情勢のなか慶長四年(一五九九)の四月に伏見滞在中の片倉景綱が自領亘理の留主居へ与えた「馬上組人数定書」が掲載されて

おり、「馬上」「鉄砲」「弓」「槍」の構成を記したうえで、以下のような条々を記している。³³

(前略)

一書付のとおりへ申候、近年かち成共馬のしたく申、のり可申候、ならざるものハわかきハてつほうそのほか多とうくたるへく候事
一町人百姓までも、ぬきんててほうこう心かけ、馬などにのり候ハなおくかたしけなかるへく候、のこるわかきもの共ハてまへのてつほうもちいて候ハ、馬のりとうせんのほうこうたるへく候事
一むかしのおほへのちかい不申候やう二、もし打いたし候事候ハ、めんくこ、ろつてかたくそなへもち申候へく候、もれ候ハ、惣たんこ
う二てたれによらずせいはいを以申へく候、以上

卯月二日

本澤徳松丸殿

片平豊前守殿

松岡太郎左衛門殿

景綱

これは、「天下の変」を予め感じ取った景綱が日ごろから「武備」を嗜むよう命じたもので、家中に対しては、「かち」(徒)であつても「馬のしたく」をして馬に乗り、あるいは鉄砲そのほかの武器を準備し、「町人百姓」までが抜きん出た奉公を心がけ、彼らに対しては馬上の奉公をも奨励している。ここから、先の御譜代町の町衆同様の奉公を片倉領内でも求めていたことがわかる。

つまりは、この時代までは馬上の奉公をする百姓・町人を政宗やその右腕たる片倉小十郎景綱自身が求めていたのである。その背景としては、近年、中近世以降期の研究で注目されている土豪や村の侍³⁴の存在があつたことは容易に推測できる。江戸時代の仙台藩領である伊具郡耕野村・川張村・大蔵村には「馬上拾巻騎外鉄砲百五十人」と呼ばれる者たちの子孫が住んでいたが、彼らの先祖も、政宗が上杉の城であつた白石城を攻める際に「御軍勢不足二付御味方仕候様」に命じられ、「馬上拾巻騎、鎗鉄砲之者共百五十人」で参陣したという由緒を持っている。そして、その合戦における「無比類」き軍功によつて、「百姓二ハ候得共右三ヶ村之者共二限り苗字帯刀御免被成下、馬

上之者ハ常式共二馬上御免被成下候上、御年貢高尙賈文替金七切御素年貢を以上納仕、永代御蔵入被成下旨」を政宗が直々に約束したのでいい、³⁵そこに御譜代町人の先祖と同様の姿をみることができるといえる。

この伊具郡の三つの村が主張する苗字帯刀の特権であるが、そもそも仙台藩領内でいつから苗字帯刀が禁止されたのか、実はその正確な年次は判明していない。これまでの研究では仙台藩における百姓・町人の苗字公称は貞享元年（一六八四）以前から禁じられていたことが指摘されており、禁止された時期については不明だとされてきた。また、帯刀に関しては、町人一般への帯刀禁止令が出されたのが寛文八年で、百姓へのそれはやや遅れて出され、大肝入以外の帯刀を禁じた貞享元年の法令が最も早いとされている。³⁶

この苗字帯刀を禁じ始める時期については、拙稿において若干の考察を試み、寛文年間（一六六一～一七三）ではないかと推測したが、³⁷その根拠として引用したのが安永八年（一七七九）三月に伊具郡西根耕野村の肝入伝六が提出した「代数有之御百姓書出」である。³⁸繰り返しになるが、その内容を述べれば、次のようになる。

伝六の書出によれば、往古よりこの地に住む同家は藩祖政宗期に軍功があったとされる「鑓鉄炮之者百五十人之内」の一つで、先祖小野出雲、二代小野采女、三代小野出雲、四代小野主計、五代小野但馬と、苗字を名乗り、かつ、古代律令制下の官途・受領名に由来する「官名」・「受領名」を称す存在であって、刀も差していた。ところが、「寛文中御分領中苗字帯刀官名被相留」ということがあり、それ以降「帯刀不仕苗字も相名乗不申」ようになってしまったという。そして、同家では、六代与惣次、七代惣兵衛、八代惣兵衛、九代孫十郎、一〇代惣兵衛、一一代庄之丞、一二代伝之丞、一三代伝六と名乗り、かつての歴代当主が名乗って来た「官名」・「受領名」をも諦めることになるのであった。

この寛文年間といえは、大名家の家臣名から下司が消えていく時期にあたり、³⁹仙台藩では寛文元年（一六六一）を境に大身家臣であっても彼らの名前に受領名の「守」の字がみられなくなるので、伝六の書出の内容はあながち誤りだとも思われない。また、池上裕子氏によれば、近江国栗太郡小田原村の「侍分」（「すねふり三家」）が戦国期の被官化によって得た

特権を村のなかで否定され始める時期もちょうどこの頃であり、⁴⁰特権を否定される相手が異なるものの、先の「馬上拾巻騎外鉄炮百五十人」の子孫たちが得ていた諸役免除の特権が藩の役人によって認められなくなるのも「肯山様御代始 公義御目付様御下向之節」（「四代藩主綱村の幼少期」）であったというから時期的には同じである。

さらには、一九世紀に入ってから仙台藩の大番士によって書かれたのだとされている『老人伝聞記』には、戦国の様子について「其頃は凡下も疲れ申候得ば、馬上の由、但、凡下の馬具は、三蓋に縋なく鞍に海濱なし、法師も用候に付坊主鞍と申候」とあり、また、「寛文以後諸士の格式屹度被相定候、此より御制禁に相成、馬上不致由」とある。⁴¹

法令のような明確な史料をみつけることができず、断言はできないが、『老人伝聞記』が記すように寛文年間を画期に「苗字帯刀」や「馬上」に代表される「諸士の格式」が厳格に定められ「馬上」の凡下がいなくなり、武士身分の格式・表象が顕わになってくるのではないだろうか。

すなわち、戦国末期から一八世紀前半までにかけて武士身分の表象が形づくられてくる様子をまとめると、次のようになる。一七世紀に仙台藩領となる地域は、元来、多くの大名家や国人領主らが跋扈していた地域であり、豊臣・徳川両政権下で近世大名として生き残っていく仙台藩伊達家は自家の領地にそうした地域を抱え込んでいくことになる。伊達家では、例えば、土佐山内家の慶長郷士⁴²のような形で自家と鎬を削った戦国大名の遺臣たちを士格に取り立て「郷士」という称号を与えるようなことはしなかったが、旧武士層や戦国期以来の由緒を持つ百姓・町人を大肝入・肝入や検断などに登用し在地支配を進めていく。

もともと武士の家柄であったり、政宗に従い軍功を挙げたような由緒正しき御百姓の子孫であった彼らの中には、苗字を名乗り、刀を差し、「官名」・「受領名」を名乗る者たちが各地に散在していた。藩は彼らを積極的に在地支配に利用するとともに、一七世紀後半以降、彼らから苗字を奪い、刀を奪い、「官名」・「受領名」を奪っていくことによって被支配者身分たる凡下の体を強制していく身分規制を敷くことになる。

そして、遅くとも一八世紀前半までには、藩領域に住む人間全てを士と凡

下に区分する身分規定を整え、支配者身分たる士身分の表象として苗字帯刀を位置づけていくことになるのであった。もはや凡下身分の勝手な苗字帯刀や馬上は許されず、一方で、藩は、何らかの功績を上げた凡下のみ苗字を許し、刀を帯びる権利を与え、馬に乗ることを許し、褒賞として利用していくことになるのである。

（二）士の浪人、凡下の浪人

仙台藩の士・凡下規定の概要については旧稿で扱っているので、ここでは、本稿に関わる浪人の問題に絞って補足しておく。

のちに仙台藩領となる地域は多くの戦国大名・国人領主らがひしめいていた地域であるが、天正一八年（一五九〇）の豊臣秀吉による奥羽仕置によって中世以来の由緒を持つ名門の葛西・大崎氏をはじめとする諸氏が取り潰され、その旧臣たちは生きる道を模索することになる。こうして発生した浪人たちは、伊達の家臣として召し抱えられる者、仙台藩の在地支配の末端を担う村役人になっていく者、帰農し同藩の百姓となる者、あるいは、他家へと仕官する者といった具合にそれぞれの道を歩むことになる。⁴³

ここまでは普通にみられる現象で、これまでも指摘されてきたことであるが、本稿で注目したいのは、彼ら転身を遂げた者たちとは異なつて、数代にわたつて浪人のまま居続ける者たちがいたということである。その具体例は、安永年間に（一七七二〜八二）に仙台藩が編纂した『風土記御用書出』の「代教有之御百姓書出」にみることができる。⁴⁴

こうした存在を仙台藩では「浪人者二而も侍相立居候者」と呼んでおり、「侍相立居」の具体的な内容については、例えば、「曾祖父代より就親類」一て身を寄せ「役介相受、無足にて罷在」というようなことを指している。書出によれば寛永の領内総検地に際しても名請けせずに浪人のままの状態を保っている者がおり、一八世紀も末の寛政四年（一七九二）まで浪人状態であった「大崎浪人氏家久蔵」のような者まで確認できるが、彼らの身分的な取り扱いは凡下ではなく士分、すなわち、武士身分扱いであった。久蔵についても評定所での扱いは「大番組以下凡而士分御取扱」というものであった。後述するように、領内各地にいるあらゆる浪人たちは一八世紀に入り「浪人

帳」への記載方法が整えられ「士浪人」と「凡下浪人」に分類整理されていくが、この数代にわたる浪人たちは「侍浪人之部」に入れられている。

一方、彼らとは違い、凡下扱いされている浪人もいる。それは、犯罪を犯して凡下に落とされた者、改易に値するような罪を犯した者、出奔といった重罪を犯した者、「侍を相止凡下之身持二成」った者、そして、陪臣たちのうち浪人となった者である。なお、この「侍を相止凡下之身持二成」った者とは、「渡世の営」・「医業或ハ凡下之営」をしているような者を指す。⁴⁵江戸時代の仙台藩には「士」の浪人と「凡下」の浪人がいたのである。

三、「凡下御扶持人」

（二）凡下御扶持人の序列化

ここで、武士身分の問題から離れるが、卒身分（凡下御扶持人）について押さえておく。「凡下御扶持人」とは「侍分二無之御扶持人」のこと、すなわち、士分（武士身分）ではない「御扶持人」のことを指し、「組士層」の下にあつて家臣団の最下層

表5 凡下御扶持人列

| | |
|---------------|------------|
| 1 御乱舞 | 16 御蔵守 |
| 2 御旗元足軽 | 17 御杉林守 |
| 3 組抜 | 18 御路地ノ者 |
| 4 組抜並 | 19 諸職人 |
| 5 組抜格 | 20 在々大肝入 |
| 6 御坊主 | 21 同検断 |
| 7 御次御料理人 | 22 御酒屋 |
| 8 御足軽 | 23 御口取 |
| 9 御小人 | 24 御坐舟舟頭 |
| 10 御作事方足軽 | 25 御駕籠頭 |
| 11 御餌指 | 26 三階屋 |
| 12 在郷御足軽 | 27 御紙漉 |
| 13 御本丸御足軽 | 28 御城下町々検断 |
| 14 御町同心 | 29 御郡方勤候者 |
| 15 諸役所え被指置候足軽 | 30 目明ノ者 |

※『扣（乗輿留）』（宮城県図書館所蔵（KM318.1-ヒ1））より作成。

をなす者たちのことである。彼らは五千人規模で存在しているの、家臣全体の半分以上を占めていたことになる（表1参照）。藩の役列規定には表5にまとめたような「凡下御扶持人列」がみられ、どのような者たちが「凡下御扶持人」として把握され、そ

の序列がどうなっていたのか一目でわかるようになっていたが、このように家臣団の末端まで序列化が図られるのは一八世紀後半以降のことである。

すなわち、凡下御扶持人の中身とその序列に関する問い合わせに対し、享保一四年（一七二九）五月三日、奉行巨理石見から町奉行大浪太兵衛と評定所役人福井善右衛門へ次のような回答文書が出されている。⁴⁶

一、士以下凡下御扶持人の分、何々に候哉

右之次第の義被申聞、卯の日餅頂戴の節杯は左の通、其外凡下御扶持人には次第列と申義相分可申様無之候事

御旗元足軽、御足軽・御小人組抜、御足軽、御小人、諸職人、御路地の者、御馬口取、御駕籠の者、以上

尚以、飼料役之者、苗字名乗候者も有之候得共、畢竟御口取之銘に有之候間、其心得可被申候、以上

享保十四年五月三日

石見

大浪太兵衛殿

福井善右衛門殿

仙台藩の士・凡下規定は領内に住む人びと全員に適用された身分規定であり、個々人の身分を士と凡下に二分するものであったが、士凡の違いを明瞭に表すのが評定所での取り扱いと適用される刑罰体系の違いであった。⁴⁷ 評定所に常勤する町奉行や評定所役人は藩の身分関係の事案を扱う立場にあつたが、その彼らでさえ一八世紀前半の享保一四年時点では「凡下御扶持人」が誰のことを指すのか、そして、その序列はどうなっているのかについて詳細を把握しておらず、奉行からの指示を仰がなければならなかったことがわかる。奉行の巨理は藩の年中行事の一つである「卯の日」の祝い⁴⁸において具足餅を下賜する際の様子を述べ回答しているが、その巨理も「卯の日」以外での序列についてはわからないというのである。

仙台藩では二代藩主忠宗期頃から官僚機構の整備が本格化し各役職間の序列も出来上がっていくが、忠宗の孫にあたる四代綱村は、家格制を再編・整備し役職の支配系列を決定するとともに、仙台城二の丸の改築過程における城中詰所や拝謁場所の指定を通して家臣相互の身分的序列化を押し進めて

いった。そして、続く五代吉村期の享保一三年になり「御役列」が定められ、家格のヒエラルヒーと役職のヒエラルヒーとを統合・整理した序列が示されることになる。ただし、この役列規定は、「組付之列」（＝組士層の序列）までしか明示しておらず、つまりは、士分（武士身分）相互の序列しか明らかにされていなかった。⁴⁹ したがって、その翌年になり身分関係を扱う部署から先に紹介したような「凡下御扶持人」に関する問い合わせがあったのであろう。

なお、史料から明らかのように、この時点で「凡下御扶持人」として把握されていたのは「御旗元足軽、御足軽・御小人組抜、御足軽、御小人、諸職人、御路地の者、御馬口取、御駕籠の者」であり、表5にあるような大肝入や城下町の検断などは入っておらず、「卯の日」以外の凡下御扶持人同士の序列も不明瞭であった。その後も、下級役人や凡下御扶持人、大肝入・肝入・検断などの序列は一八世紀半ばに至るまではつきりとは定まっておらず、寛延三年（一七五〇）の九月末に奉行葦名豊前から次のような文書が出入司小嶋典膳へと出され、翌月にかけて、初めて彼らの「列之儀」が吟味されるのであった。⁵⁰

小嶋典膳殿

葦名豊膳⁵¹

各支配詰所以下諸役人并凡下御扶持人ハ不及申、御役料・御合力ニ而被召仕候者共、列を以書立、無延引可被御申聞候、尤、支配之内支配有之輩ハ是又右之趣を以書立申聞候様ニ被御申渡、一同ニ可被御申聞候、以上

九月廿八日

尚以、御奥方御役人等各仮支配之分共ニ可被御申聞候、勿論、御郡方大肝入・肝入・検断等、其外役付之者共列を以書立申聞候様ニ御首尾可有之候、但、諸役人等名前被御申聞候ニハ不及候、役目之列ニ而書立可被御申聞候

この文書の写しを添付する形で奉行からの命令が在方支配の末端を担う大肝入たちへと伝えられ、さらには、大肝入から「御足軽与頭」（在郷足軽の組頭）へと廻されている。藩当局としては、「凡下御扶持人」だけではなく官僚機構の末端に連なる「御役料・御合力ニ而被召仕候者并大肝入・肝入・

検断等其外役付之者共」まで含めて彼らの「列」の順序を決定しようとしていたことがわかる。

(二)「御侍様御同然」を求める者、「凡下御扶持人同然」を求める者

このように凡下御扶持人だけではなく「御役料・御合力二而被召仕候者并大肝入・肝入・検断等其外役付之者共」を含めた序列化を進めた一八世紀半ば以降というのは、足軽や小人といった凡下御扶持人たちと大肝入・肝入・検断らとの間で書札札をめぐる争いがみられるようになる時期でもあり、「列之儀」が議論された直後の寛延三年一月には小姓物書と名取郡大肝入との間で問題が発生している。⁵¹

また、明和四年(一七六七)や安永三年(一七七四)には旗元足軽・足軽や小人らが「大肝入や肝入たちへ「御侍様同様」「御侍様御同然」の様式による「文通」を行うことが問題となつている。⁵² すなわち、藩の規定上は旗元足軽ら凡下御扶持人も大肝入ら百姓たちも等しく「凡下」という身分的範疇に含まれる筈ではあったが、家臣団の一員たる足軽らは自己の存在を大肝入・肝入・検断といった者たちとは峻別し、武士身分に引きつけて自己主張していたのである。

寛延三年に始まる「列之儀」に関する吟味は、それまで「列相立候様候儀ニも無之」という状態にあった「凡下御扶持人」と「御役料・御合力二而被召仕候者并大肝入・肝入・検断等其外役付之者共」についても、身分的上下関係突き詰めて明らかにする必要性を生み出し、却って自らの身分格式に対する双方の自負心に火をつけた可能性があろう。足軽らは大肝入や肝入たちに対してあつかも武士身分であるかのような態度を取り、武士を先祖に持つような存在である大肝入たちしてみれば、藩の御扶持人であるとはいえず軽らの態度は承服できなかつたようにも思われる。

こうした在方の動きだけではなく、宝暦六年(一七五六)六月には、城下町の検断による「凡下御扶持人同然」の扱いを求めた訴願運動も起こっている。すなわち、同年五月に死去した六代藩主宗村の遺骸が江戸から仙台へ着棺するまで「凡下御扶持人同然」に月代を剃らず「長髪」にしたいとの願書が町奉行所へと提出されたのである。宗村の死後、家臣たちに向けて月代規制

が出され、凡下御扶持人も葬礼までは月代を剃らずに長髪のまま喪に服すことが要求されたが、この凡下御扶持人のなかに城下町検断の配下にある者たち(「御雇御扶持人」「御用足候者」)も含まれていたことから検断たちが「凡下御扶持人同然」の扱いを求めて願書提出に動いたわけである。

この一件を分析された中川学氏は、検断たちの行動を「藩主の死に際して自らの社会的位置づけを再確認しようとした動きとして捉えるべきもの」と評されているが、⁵³ こうした動きとも相俟って、末端役人までの序列化を進める一八世紀後半以降の藩当局は、地域行政を直に担う大肝入・肝入・検断や城下町検断らについても凡下御扶持人と同一の範疇に入れて序列化し、「凡下御扶持人列」(表5参照)という形でその身分的上下関係を明らかにしていったものと思われる。

藩の役列を載せる史料には大肝入や城下町検断らを含めて「凡下御扶持人」として把握しているものが散見され、⁵⁴ 前掲表1ではそれを「凡下御扶持人層」と表現している。ただし、組士の部分で説明した「組付之列」の場合と同じように、「凡下御扶持人列」に列挙された者たちも「凡下御扶持人」は単純にはいえず、明治時代に藩政期を振り返り記された『旧仙台藩治概要』にも「卒ヲ別テ旗元足軽、足軽、小人、坊主、餌指、同心、諸職人トナス」とあり、⁵⁵ 大肝入・肝入や検断を「卒」(「凡下御扶持人」とは見なしていない)。

したがって、仙台藩伊達家の家臣団のなかに大肝入や城下町検断などを含めるべきではないであろうが、一八世紀後半以後の藩当局が彼らも含め「凡下御扶持人列」を定めていることや、近世後期の諸史料が載せる凡下御扶持人の数のなかには大肝入らも含まれている可能性が高いことから、前掲表1の寛文一〇年(一六七〇)の「凡下御扶持人層」には大肝入や検断ら九〇人余りを入れて人数を算出している。

四、陪臣・金上侍・浪人

(二)地元の「武士」たち

仙台藩の陪臣の数が非常に多かったことは江戸時代から周知の事実であ

表6 家中数(明治初年頃)

| 家 格 (人数) | 家中数(藩陪臣の数) | 割 合 |
|-------------|------------|--------|
| 一門(11人) | 9,028 | 37.16% |
| 上士(78人) | 8,793 | 36.19% |
| 大番士(3,314人) | 6,475 | 26.65% |
| 合 計 | 24,296 | 100% |

※難波信雄「近代の生誕」第三表(『大和町史』下巻(大和町、1977年)334頁)より作成。なお、難波氏がどの家格までを「上士」とされたのか注記されておらず不明であるが、藩制期の一門～着座までの合計数が90家ほどであったことから「上士」=家格一家～着座、「大番士」=家格太刀上～平士だと思われる。

れる地域の政治・軍事・経済・交通の要地を拝領する者が多く、自らの館を中心に館下町を形成し家中を集住させ、あたかも小城下町のような様相を呈していた。

すなわち、仙台藩では豊臣政権下で存置された中世城館に淵源する要害をはじめ、藩内各地の拠点が一七世紀後半～一八世紀前半にかけて整備されており、享保二二年(一七二七)には「在所拝領」まで含めた各名称と拝領形態の内容が定められている。⁵⁷ 当時の要害は二ヶ所(拝領者二〇人)、所は三〇ヶ所(三〇人)、在所は二〇ヶ所(二〇人)の合計七ヶ所、拝領者の合計は七〇人であった。寛保三年(一七四三)の頃の様子を表7にまとめ、分布状況を地図に記したので参照いただきたい。

また、これ以外に各村には在郷屋敷を構えている家格平士以下の直臣たちも多く、「全体の傾向からいえば、仙台藩では、武士の居住する村落の方が一般的」⁵⁸ だったと評されるように、領内各地の村々に武家屋敷のある風

り、同藩の特色の一つとなっている。その総数を近世に遡って正確に知る術は無いが、一般には二万四〇〇〇人余りであったといわれ、⁵⁶ 明治二年(一八六九)の『陸前国仙台藩籍調』によれば「陪隸」(陪臣)の「惣人頭」は二万三四七七人である。彼らの分布状況についてはかつて難波信雄氏が集計表を作成されており、それをもとに整理したのが表6である。これを見ると家格一門のわずか一一家だけで約三七%以上の陪臣を抱え、「上士」(家格一家～着座までか)を含めた家格上位八九家で陪臣全体の約七三%にあたる一万七八二一人を抱えていたことがわかる。こうした最上級家臣たちは、城・要害・所・在所と呼ば

景が広がっていた。

従来の研究を振り返ってみると、特に大身家臣による地方知行の問題については専ら領主制の問題として考究されており、最近では、J・F・モリス氏が家格平士についてもその領地支配を分析され、「小身の給人でも『心意統治』を実現」することができ、知行高一五〇石の玉虫十藏尚茂も封建領主としての側面を持っていたとされている。⁵⁹

また、村々に居住する陪臣の存在については同藩における兵農分離の問題として議論され、この問題についてもモリス氏が詳細に考察されているが、⁶⁰ 本稿で注目したいのは、多くの家中を抱える藩士たちによって、自前の「武士身分」が生み出されていたという点である。この点については、藩が定める士分(武士身分)と藩士家内部で通用する「士分(武士身分)」が異なっていたことが以前から指摘されているが、⁶¹ ここで改めて取り上げてみたい。

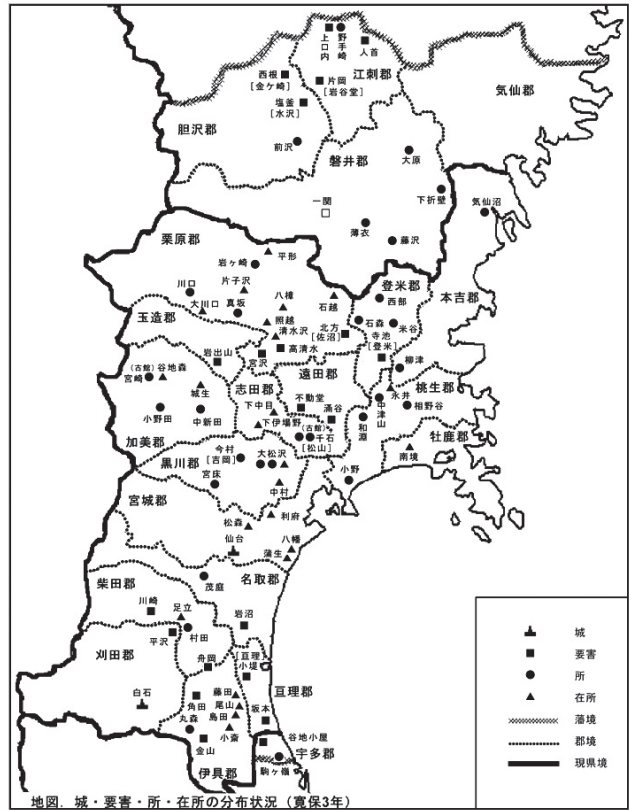
藩が定める陪臣士分(藩から士分扱いされている陪臣)については、⁶² 直臣でいえば「組士格」の「士分」であり、評定所においても「御直参之組付士之格二准」じて扱われたが、彼ら「上ヶ士分」之格二被成候者」とは別に、各藩士家が定める基準に則って「其家々ニ而士分ニ召使候者」があり、各藩士が治める場所・空間(知行地)に根付いた地元「武士」とでも呼べる「武士身分」があらちこちらに存在していた。つま

り、大身家臣の家々では藩と同じような役列規定を設けており、家中たちの序列化を図っているが、自家で定めたその身分格式をもとに藩の定める陪臣

表7 城・要害・所・在所の数

| 種別 年 | 城 | 要 害 | 所 | 在 所 | 合 計 |
|----------------|---------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|
| | 1(1人) | 21(20人) | 31(30人) | 24(23人) | 76(73人) |
| 寛保3年 (1743) | ①侍屋敷 151 ②寺屋敷 6 ③足軽屋敷 492 | ①侍屋敷 4,327 ②寺屋敷 112 ③足軽屋敷 3,573 | ①侍屋敷 2,081 ②寺屋敷 76 ③足軽屋敷 1,589 | ①侍屋敷 654 ②寺屋敷 3 ③足軽屋敷 527 | ①侍屋敷 7,213 ②寺屋敷 197 ③足軽屋敷 6,181 |

※宮城県図書館蔵『要害所在所拝領改牒』(KM280- ㊦3)より作成。括弧内の人数は拝領者数。



地図。城・要害・所・在所の分布状況（寛保3年）

士分とは異なる独自の「士分」・「士格」・「侍分」・「侍衆」・「侍格」を設けていたのである。

そうした事例の一つを、例えば、白石城を預かる家格一家片倉小十郎家にみることができる。同家の六代当主村定は享保一七年（一七三二）八月一日に自身の代替わりに際した「知行墨印」を「惣家中」に与えているが、家中たちそれぞれが黒印状を与えられる場所が異なっており、「一家より村扱まで」には村定自身が「大広間上之間」で与え、「膳番以下諸士江」は「中之間」之上敷居際左右におゐて「家老が与え、「茶道以下士分之者江」と「不断組以下」に対しては、それぞれ「中之間下敷居際」と「下之間上敷居際」にて「其頭々」が与えている。⁶³

片倉家では、藩とは違い、不断組などの組士は「士分」・「侍分」扱いされておらず、幕末の嘉永年間（一八四八〜五四）に同家の弓組組頭平田六右衛門が配下の不断組に対して与えたと推定されている「寛」⁶⁴には、

（前略）

一、御一家・御家老方・御武頭に対し下駄・足駄はつし礼儀を正しく可仕事。

附、士以上之方々江無礼かましき義等不可仕事

（中略）

正月吉日

六右工門

惣組中

とあり、不断組の者にとって「士以上之方々」は礼を尽くすべき存在だったことがわかる。

では、同家には何人の「士分（武士身分）」がいたのであろうか。⁶⁵ その数を探れば、古い例では一七世紀後半の貞享元年（一六八四）の様子について知ることができる。

四代藩主伊達綱村が片倉家四代村長に対して「当時家来之者共二出置候知行高、人頭之員数」を書き上げるよう命じたのを受けて、村長が貞享元年八月一八日に報告した内容によれば、同家には、「侍人頭」二二九人、「徒者人頭」二三五人、「不断之者人頭」二三七人、「足軽之者人頭」六〇一人、「小人間」一一九人、人頭合計一四一人があり、その「家内惣人数」は一万二二三〇人であったという。それが、明治二年（一八六九）には、士四四四人、組士二一八人、不断組三三九人、足軽二三〇人、諸職人・小人組六〇人の合計二二八一人となっており、士の数が二二五人も増加し、貞享元年に約一六%だった「士分」の割合が藩制末期の明治二年には約三五%にまで跳ね上がっている。こうした変化についての詳細は不明であるものの、片倉家内部では「士分」が最終的に二〇〇人以上も多くみられるようになっていったことは確かである。

そして、この片倉家をはじめとして、家格一門の石川家・登米伊達家・水沢伊達家、一家の柴田家、一族の中島家・沼辺家・茂庭家、宿老の後藤家、着座の長沼家にも、自家内部の「士分（武士身分）」を確認でき、「凡下」の「諸士」への無礼を禁じ（石川家）、「足軽・中間」から「惣侍分之者」を呼ぶ際の敬称（殿・様）規定を設け（後藤家）、自家の成員（家中からみて主家の人びと）が死去した時には「士凡共」・「士分一統」に対して月代を剃ることを禁じ、

鳴物停止令を通達するなど(石川家・中島家)、藩が定める士・凡下の別に類する身分的な取り扱いをされていたことがわかる。⁶⁶ 藩の規定では「凡下」である家格平士玉虫家の「家中」も同家内部では「士」として扱われているといい、⁶⁷ 門閥層以外の藩士家にあっても「武士身分」として扱われている者がいたことがわかり、要害などの拝領者や門閥層の家中に特有の存在ではなかったこともわかる。

彼ら地元の「武士」たちは苗字帯刀に代表される武士身分の表象をまとうており、それを許可するのは藩当局ではなく彼らの主君たる各藩士たちであった。一説には「帯刀」よりも重要な武士の「身分表象」だとされる「袴」についても、藩士家内部での袴の下賜事例や継上下・麻上下の使用事例を確認できる。⁶⁸ 倉橋真紀氏によれば、知行高二五五石の家格平士大槻家は、天保八年(一八三七)に自家への経済的援助をし続けた同家の地肝入遠藤家に対してその勤功を称え、「家来格」と給地を与えることを約束しており、その「家来格」の内容は「御百姓隠居、村人頭相除候節者御屋敷家来之由を以家苗相名乗り、帯刀・麻上下等、世上広着用可仕候」というものであったという。⁶⁹

家格着座高野家でも似たような事例がみられ、同家では、安永三年(一七七四)に知行地である刈田郡平沢村の「御村肝入」を務める「安左衛門」に対して「御村方手当宜仕、御上下和睦之心懸二取扱、且又、近年御時節柄御相統方共二相動上」げたことを理由に、「別段之御吟味を以て「御召麻上下」を下賜している。⁷⁰ これらの事例から、「士分(武士身分)」、または、武士身分の象徴たる苗字帯刀・麻上下を認める行為が仙台藩士たちによって広く行われていたことがわかる。

もっとも、大槻家の事例は、「村人頭」を外れた後の苗字帯刀許可であり、高野家は、「肝入役之義二候之間、公辺不指支所ニ而着用可仕」き旨も併せて命じていることから、藩士が与えた権利は藩の規制を離れた所でのみ有効なものだったことがわかる。また、元文三年(一七三三)七月二十七日には、家格一家の片倉景寛が江戸藩邸において「景寛供之侍分之者於仙台袴着候儀相扣候」と申し渡されており、⁷¹ 恐らくは片倉家内部で「袴」の着用が許されていたであろう「景寛供之侍分」であっても場所を選ばずにいつでも袴を

着用できたわけではない。

したがって、本来ならば、陪臣たちの帯刀権や苗字を名乗る権利、袴を着用する権利がどこまで通用するものなのか確認する必要もあるが、少なくとも地元では、苗字を名乗り刀を差し、袴を穿く「武士」としてみられたことは確かであろう。陪臣のなかでも上層の者たちは知行高が数十石に及ぶのが例で、屋敷地に構えた彼ら陪臣の居宅と、同じく在郷に住む下級藩士の居宅とで大きな相違はなかったといわれ、彼らの屋敷地の入り口には「薬医門」や「冠木門」などが据えられ武家屋敷であることがわかるようになっていた。⁷²

そして、これら地元の「武士」たちは、「士分(武士身分)」の表象をまとうていただけではなく、「武士」としての自意識も持っていたと思われる。前述したように、藩の直臣ではあるものの領民一般と同じ凡下でしかない筈の足軽たちが「御侍様御同然」の書札を大肝入らに要求しており、自らを士分に引きつけた彼らの自己顕示は問題を引き起こしているが、一方で、家格一門岩谷堂伊達家(岩城家)に預けられた藩の足軽や給主組士(預足軽・預給主)たちは、直臣であるにもかかわらず、岩谷堂での日常生活においては所詮は足軽であり所詮は徒士にしか過ぎなかったことが指摘されている。⁷³

そこに、地元の「武士」たちが一端の武士として自己を位置づけ、直臣・陪臣の別を超え、預足軽や預給主たちを下に見る意識を読み取ることは決して無理なことではないであろう。日常的な生活世界のなかでは、藩公認の武士ではなく地元の「武士」であっても立派な「武士身分」として通用したのであり、足軽や徒士とは違うという彼らの自意識や自尊心が看取できる。

こうした意識が引いては直臣に対する陪臣の無礼・慮外を誘発したと思われる。元文四年(一七三九)正月、延享二年(一七四五)二月、宝暦六年(一七五六)正月、明和二年(一七六五)一二月、安永六年(一七七七)六月、寛政五年(一七九三)四月といった具合に、⁷⁴ 一八世紀を通じて陪臣の直臣に対する「不礼」・「不敬」を禁じる触が出され続けている。

(二) 金上侍を生む流れ

仙台藩では、一八世紀前半に藩財政の悪化や家中の困窮化がみられるよう

になるが、一八世紀後半以降はその度合いがより深刻化していき、富を蓄積した領内各地の富裕者からの献金を藩財政再建策の一つとして位置づけていくことになる。この動きが、百姓・町人から武士身分への身上がり、すなわち、金上侍の簇生として結果したことは古くから指摘されており、特に彼らを生み出す宝暦～天明年間（一七五一～八九）の社会の変化については先行研究でも指摘され、筆者も前稿において注目したところである。⁷⁵

同藩の金上侍については、近世人が抱く身上がりについての願望とその具像像について広く扱った深谷克己氏の研究でも紹介されており、氏は、仙台藩の金上侍がいつから始まったか正確な年次は不詳だとしながらも「その目的が藩財政の行き詰まりを打開するためだったことは確かであり、したがって一八世紀以降の歴史で」とあるとされている。⁷⁶

ただし、同藩において百姓・町人ら凡下たちが武士身分を獲得するのは一八世紀が始まりではなく、金上侍の事例も古い例では貞享年間（一六八四～八八）の事例が知られている。⁷⁷すでに五代藩主吉村期には「金銀等上候百姓凡下」たちを「先例之格を以」って「侍二も申付」けており、吉村自身はこれを「不都合之義」と認識し、江戸から下向した享保五年（一七二〇）七月以後に「か様之類ハ向後申立間敷品々も、以書付出入司郡奉行へ申渡」している。⁷⁸

一方では、善事褒賞の一環として百姓や町人を武士身分に取り立てており、例えば、宝永二年（一七〇五）に「御郡支配在郷御番外」となった栗原郡三迫若柳村の百姓又作、同五年に広間番士となった仙台城南町の味噌商人富屋孫兵衛、正徳二年（一七一二）に同じく広間番士となった磐井郡東山大原村肝入新右衛門の名子五郎作といった例を挙げることができる。⁷⁹これらは、いずれも父母への孝行をきっかけとした身上がり事例である。

家格宿老で後に奉行職も務めることになる遠藤守信は、享保六年八月に吉村に対して意見書を提出しており、⁸⁰そのなかで「御政事ハ賞罪の二つに御座候処、片落候而者、正道とハ被申ましく奉存候」と述べ「忠勤勞功之者、或ハ指働或ハ精出し候輩」を把握しておくことや「賞」すことの大切さを力説しているが、又作ら三人のように儒教道徳を地で行くような孝行者に対しての最大の賛辞・褒賞が支配者身分たる士分（武士身分）への取り立てであっ

た。

その武士身分を凡下たる百姓・町人が金銭の力で容易く手に入れることへの嫌悪感を先の吉村の態度に看取することができ、この点に関しては遠藤守信も次のように語っている。

（前略）侍之道を不存候而ハ、孝も忠も不存管ニ御座候、四民の内、士ほとむつかしき役ハ無之候処、拙者を始侍ほと楽なる者ハ無之、しかも農工商ニハうやまわれ、結構成者と存、何か故ニ侍ハ貴きと申訳不心得故、近年百姓町人体迄、大金を御用立候へハ、侍ニハ成りやすき者と、凡下式迄はまり候故、侍の威も次第ニおとろへ、下々々見くびられ申候

彼によれば、当時、「百姓町人体」の者たちまでが大金さえ用立てれば「侍ニハ成りやすき者」といった考えを持ち、「侍の威」が次第に衰え、「下々々見くびられ」という現象が起きているのだという。「侍」が何故に「貴き」存在なのかその理由も知らずに「侍ほと楽なる者ハ無」と考え、百姓・町人たちまでが安易に金の力で武士身分を手に入れようとする流れ、それを守信は批判しているわけである。

しかるに、こうした金の力による身上がり数は宝暦～天明年間（一七五一～八九）を画期に増大していくのであって、それを助長したのが他でもない藩当局自身の献金要求であった。もちろん、その背景にはそれに応じるだけの経済力を蓄えた「富商富農」の存在があり、商人化していく百姓たちの存在があったわけだが、天明元年の頃には「百姓・町人両とうをたいす事うんかのことし」⁸¹と揶揄されるほどに百姓・町人の帯刀人の数が増えており、支配者身分たる武士身分の表象もはやけ、あらゆる点で士凡の混淆が進んでいく。これを玉虫尚茂は「士凡混雑」と表現し、その弊害を自著『仁政篇』のなかで語っており、この「士凡混雑」状態が進めば進むほど遠藤守信が危惧したように「侍の威も次第ニおとろへ、下々々見くびられ」ていくのであった。⁸²

片や、経済的な力量を蓄え百姓・町人といった凡下一般からの身上がりを成し遂げ家格平士にまで上り詰めた家々は、正編から続編（甲集・乙集）へと編纂が続けられた『伊達世臣家譜』に続編から姿を現すようになる。⁸³第一章でみたように、家譜に載らない家が家臣団の大半を占めていたなか、凡

下身分から成り上がった者たちがそれに載るのであるから、彼らの勢いたるや凄まじいものがあつた筈である。

さらにいうならば、本節で述べたような百姓・町人の身上がりは、藩陪臣の家でも確認できる。これまでもモリス氏が岩谷堂伊達家の家臣団を分析され金上侍の多さを指摘されているが、⁸⁴ 本稿で改めて指摘しておきたいことは、凡下身分だった者たちが献金によって単に藩士家の家中の一員として潜り込んだということではなく、前節で取り上げた、地元の「武士」にもなっているという点である。これは、片倉家の事例⁸⁵をみれば明らかである。天明以降の時代には各地に商人化した百姓がみられ経済的力量を磨き上げたと思われ、彼らは、藩ではなく藩士家へと金銭を献上することによって地元の「武士」となり、地元の「金上侍」となっていくのである。藩の認める武士身分ではないものの、その地域では「武士身分」として扱われ、「武士」としての自負心も持っていたであろう。

なお、従来はあまり注目されていないが、この「大金を御用立」てることで身分的な上昇がもたらされる構図は藩の家臣団内部にもみられ、献金によって身分的な上昇を遂げる者たちがみられるようになる。⁸⁶『六代治家記録』や『楽山公治家』によれば、「郷士」⁸⁷以上の士分（武士身分）への身上がり事例を二七四件確認でき、約六三%にあたる一七三件は献金によるものである。献金によって「大番士」となった人物七四人について探してみると、うち二七人はもと組士格の者たちで、百姓・町人からの身上がりの可能性のある番外士以外に、徒組・鷹匠組・不断組・給主組・名懸組といった組士一三人が含まれている。

第一章で詳述した禄高分布をみれば明らかのように、仙台藩の士分の大半が小身の侍であつて、まして組士層が献金する金銭をどのように蓄えていったのか、その蓄財の様子については詳細は不明である。ただし、すでに享保一六年（一七三二）には「諸侍并次男・三男・弟等、惣而無足者・軽キ御扶持人・諸家中」らの抱地（武士が百姓並に耕作する土地）取得を認める「抱地御定」を出しており、藩士同士の金の貸し借りによって罰せられる大番士の姿を『刑罰記』にみることで、利殖に走る者がいた可能性は大いにあろう。⁸⁸ また、幕末の家格平士浜田家の生活を回顧した浜田景長の『なみだ乃たね』⁸⁹には、

（前略）母様は平素我々への御慚に士は進退—今言禄ノ事—三百石以上でなければ肩幅が狭い。それに我家の進退は百八十五石である。上へ献金しても三百石以上の高にしてやりたい。其当時は六貫千両と云フテ千両上げれば六貫の進退を下されたものだ。六貫といふは六十石だ。二千両で百二十石だ。持高の百八十五石へ足せば三百石以上となる。それには金が無ければならぬ。金をためるには金貸をするか、質貸をするかでなければ金がたまらない。質貸をするには土蔵がなければならぬといふ御精神で、苦慮なされたものだ。其当時内々にて小野寺お千代だの、又は澁町辺の女にて出入りの者の世話にて、永年貯蓄なされた金を方々へ少しづつ、貸し、又は小質を取りおられたる事は仄かに知りたるも、夫れらの世話人が来ると何時も御人払ひ、うるさいからあちらへ行けとか、遊びにゆけとあるから、夫れに反かず出かけてゆくから委しい事は知らぬ。尤も年もゆかぬから少々くらゐ耳に入りたる事がありても忘れてしまつた。（後略）

とあり、自家の禄高を上げるために献金の元手を準備しようとして「永年貯蓄」した金を「方々へ少しづつ、貸し、又は小質を取」る大番士の姿をみることができるとある。そこには、いわゆる賤金思想どころか、金銭を蓄え藩に献金することによって「進退」を増やし面子を保たんとする様子が見て取れよう。

（三）発生し続ける浪人

さて、前節でみたような武士身分・「武士身分」への身上がり事例がみられる一方で、罪を犯し改易処分を受け浪人となる者たちの姿もみることができるとある。例えば、延宝九年（明和七年（一六八一—一七七〇））までに起きた事件と処罰の内容が記されている『刑罰記』には、家臣たちの改易事件をしばしば目にする事ができる。この史料は裁判の判例集としての意味合いを持つており、全ての事件が記されているわけではなく、宝暦八年（一七五八）頃には年間一〇〇件以上の判決が下されるのが通例であつたといひ、⁹⁰ したがって、実際には改易事例もさらに多かつたことが予想される。そして、この改易によって生み出されるのが「浪人」たちであつた。彼らは家禄と屋敷を奪われ、時に「御城下外ニ可罷在旨」が仰せつけられ、浪人とその家族た

ちが在郷へと居住することとなる。

また、仙台藩伊達家について『伊達世臣家譜』を利用して探っていると、家臣団を構成する家々について漠然と固定的なイメージを抱いてしまいが、『六代治家記録』や『栗山公治家記録』によれば、仙台藩七代藩主重村の宝暦七年（一七五七）から一三代慶邦治世下の嘉永二年（一八四九）までの九二年間で一九五件の出奔事件を検出でき、「家跡没収、家財欠所」の処分が下されている。仙台藩では、改易の際には家禄と屋敷は奪われ家財の欠所は免れたというが、出奔の罪を犯した時には家財も没収となり、改易以上の罪を犯した者の子どもたちは、親の罪によって「他人え御預り」や「親類御預り」を仰せ付けられることになる。⁹¹

九二年間で一九五件なので単純計算すれば、仙台藩伊達家の家臣のなかから毎年二人の出奔者があり、「家跡没収」の処分（いわゆる改易処分）を受け、二つの家ずつ家臣団から消え去っていく計算になる。出奔者本人が領内に戻ってくることもあるが、再度の召し抱えない限り藩士の家としての存続は叶わなかったもので、年に二つの家が改易されたとするならば、家臣団を構成する家々の顔ぶれがミクロなレベルで変化していったことが推察できる。実際には、門閥層に位置するような最上級家臣の家も含め『伊達世臣家譜』に載るような一〇〇石以上の家でさえ消え去っていく家がある。⁹²

もつとも、「公貨を私し出奔」という公金流用や金銭が絡んだ犯罪・窃盗などを理由とする事件が四四件発生しており、家臣団内部における新陳代謝は経済的弱者が多い俸禄取（切米扶持方取）の家々を中心にした現象かもしれない。ただし、残念ながら史料上では出奔者の給与形態を確認できないし、俸禄取や一〇〇石未満の知行取の家々についてはまとまった形での家譜などが残存しておらず、全体を把握するのが不可能である。いずれにしても、第一章で考察した家臣たちの禄高分布を考慮すれば、「公貨を私し」たくな武士が出てきても不思議ではない。

前述したように、藩は享保二六年（一七三一）に「抱地御定」を制定し、士・凡下ともに抱地取得を認めるが、武士身分の所有する抱地は改易等で禄を失った者とその家族・家中の生活を保障するセーフティネットの役割を果たしていた。例えば、改易された者の知行地を親類が抱地として願い出て生

活を保障したり、もともと所有する抱地を家禄を失った親類のために利用するといった事例がみられた。⁹³したがって、抱地御定によって在郷に抱地を取得する武士身分が増え、かつ、彼ら自身や親類が何らかの理由で改易処分を受ける可能性もあるとすれば、結果的に在村する浪人が増えることにもなる。抱地御定は文言や条文内容が整えられ、元文二年（一七三七）に再令されておき、翌年の一二月から元文四年正月にかけて浪人の宗門改に関する法令が出されるに至っている。⁹⁴

これまでの研究では、「浪人」というと、近世前期の京都における牢人改めや畿内近国における帯刀人改めの問題、近世中・後期に戦国大名武田氏の家臣に出自する由緒を主張することで「浪人」身分を獲得する甲斐国の浪人たちの存在が有名であり、あるいは、近世前期の盛岡藩に召し抱えられる浪人たちの具体例が紹介されているが、⁹⁵江戸時代を通じて発生し続ける浪人の問題は注目されていないように思う。仙台藩の浪人についても、張基善氏の研究がある程度で、まとまった形での研究はなされていないが、仙台藩の武士身分の問題を探る上で抜きには語れない存在である。それは、第二章で詳述した通り、仙台藩は「侍を立居候浪人」であれば武士身分として扱っているからであり、また、戦国大名の旧臣を先祖に持つ者が禄を食まない状態では何世代も同藩領内に暮らしているような場合であっても、その由緒が明白であるならば武士身分として扱っているからである。⁹⁶

また、浪人が発生し続けるというのは直臣の凡そ二・四倍の人数がいた陪臣たちにとつても同じであったと考えられ、すなわち、仙台藩領内には、江戸時代を通じて、戦国大名の旧臣の流れをくむ浪人、藩の直臣だった浪人、藩によって十分として扱われた陪臣士分だった浪人、そして、陪臣だった浪人、これら様々なレベルでの浪人が存在していたのである。在郷ではこれらの浪人をどう扱うかが問題となり、前述した元文三年一二月から翌年正月にかけての吟味へと繋がっていく。

そこで問題となっているのは、「御分領中在々住居之浪人」が「年々切支丹宗門御改」を受ける際に「浪人帳」への記載方法が不統一であり、それをどうすれば良いかということと、「出火其外御僉議之節」に「侍浪人」を事情聴取する際「村帳面ニ有之分」については代官や役人たちが不在であるならば

大肝人が行っても良いかの二点である。

本稿との関係で注目したいのは、「御一門衆并大進歴々之家中凡下浪人之家へ相入候儀、御郡方にて相知不申」という状態であったこと、「御一門衆家来始大進歴々之家来、家柄々々ニ分士分之者」（陪臣士分の者）が浪人した際の取り扱いに関するはつきりした共通認識が無かったことである。

村には「何士浪人受合証相出候分」（改易された直臣（士分）らのうち保証人を立て「受合証状」と願書を提出し村に住んでいる者）や「古来分浪人ニ有之分」（没落した戦国大名らの家臣を先祖に持つ浪人たち）だけではなく、藩から士分扱いされていた陪臣のうち「扶持ニ放れ浪人ニ罷成」った者（改易された陪臣士分の者）がいたため、「侍浪人」とは誰のことを指すのか、この点が曖昧だったのである。さらに問題を複雑化させていたのは、「御一門衆扶持人」のうち「主人各品を以侍格ニ取扱」われている者たちの存在であったと思われ、彼ら地元「武士」たちも浪人となる可能性はあったわけであるから、誰を「侍浪人」に入れ、誰を「凡下浪人」として扱うのか、その取り扱いに混乱が生じていたのである。

郡方では町奉行らへ陪臣士分たちが浪人となった場合の取り扱いについて尋ねるなど種々協議したようであるが、結局は、陪臣たちは、藩から士分扱いされているような陪臣士分の者たちであっても、浪人すれば全て凡下浪人として扱うという結論に至っている。⁹⁷ 地元の「武士」たちについては「御郡方にて浪人帳へ相付改受候分ハ暇出浪人ニ罷成候者」だけであるので問題ないとしている。

武士身分の重層的なあり方が曖昧模糊とした浪人の取り扱いを発生させていたが、この元文四年（一七三九）を境に解消されたといえよう。

おわりに

以上、仙台藩における武士身分について、直臣だけではなく陪臣・金上侍・浪人といった者たちをも含む重層的なあり方についてみてきた。身分の成り立ちという問題については、同藩では藩が認める士分（武士身分）だけをいわゆる武士身分としてとらえることはできず、「其家々ニ而士分ニ召使

候者」（地元の「武士」たち）も彼らが生きる地域・空間では歴とした「士分（武士身分）」として扱われており、葛西・大崎浪人のように数代にわたる浪人は藩からも士分扱いされている。

家格一門の筆頭石川家では館下町の町奉行衆に対して「村町百姓」ら凡下一般が「諸士」や「御役目」に道々で出会った際「高足を脱がずに「冠物等」を被ったまま通行する者が多いことを戒め、「凡下一統対諸士へ蹲踞仕候様可致」という旨の触を「御家中并村町共ニ不残可相触旨」を命じているが、⁹⁸ ここでいう「諸士」や「御役目」とは石川家家臣のなかでの「士」のことであり、藩が認定するしないにかかわらず、同家の知行地内部では「凡下一統」から礼を尽くされる存在だったことがわかる。彼ら自身も自らを「武士」として認識していたであろうことは想像に難くない。そしてまた、藩への献金ではなく藩士家への献金によって彼ら地元の「武士」の一員として潜り込んでいく地元の富裕者もみられたのである。

地元の「武士」が在郷におり、時に新しく生み出されただけではなく、仙台藩士たちも宝暦・天明・天保と打ち続く飢饉のなかでその多くが在郷へと居を移し、城下町の武家地が空洞化する一方、町人たちが城下の武家地へと侵出し、「居住区分離」の原則が大きく崩れていくことになる。さらには、藩による献金要求が「うんかのごとし」と評されるほどに百姓・町人の帯刀人の数を増やし、武士身分の表象もはやけていくのであった。

かつて一七世紀後半の寛文年間（一六六一〜一七三三）までには「諸士の格式」を定め、凡下とは異なる身分的表象によって武士という身分を際立たせ、在郷における士分（武士身分）への無礼を禁止することによって威厳を保とうとしたにも拘わらず、一八世紀後半に至ってみると、玉虫十蔵尚茂が「士凡混雑」と表現した士凡の身分的・空間的な混淆が進行してしまい、享保の頃に遠藤守信が語っていた「侍の威」の低下と「下々々見くびられ」という現象に至る所で惹起されてしまうのである。⁹⁹

こうした武士身分の窮乏と金上侍の簇生、そして、武士身分の表象自体がぼやけていく急速な「士凡混雑」のきっかけは、皮肉なことに各地の大名を従え武士身分を統括する立場にある幕府にあった。具体的には、大名課役の賦課とそれを受けた仙台藩が負担を家臣や領民に転嫁し、商業的農業や全国

的な商品作物の流通・売買の波に乗って富を蓄積した富裕者を最大限に利用しようとした動きにある。もつとも、自然災害や凶作を発端に連続する飢饉が発生したという状況も重なったがゆえの状況ではあったが、いずれにしても明和四年（一七六七）の関東諸川の修理普請が仙台藩財政に大打撃を与え、結果的に身分秩序の紊乱をもたらしたことは否めないであろう。

江戸時代に花開く出版文化は各地に地方の拠点を生み出したが、その一つが仙台である。仙台城南町で手広く紙を商ったといわれる頼宮忠左衛門が晩年の享保一五年（一七三〇）に著した『家内用心集』は、「士」を「仁義文武を家業として、義理を主意となし、主君につかへ、下を教て、国家を守る要」と位置づけ、「士ハたゞ仁義を正しく、身を脩め、威の有をもつて、三民の上に居て、民平服す、若その徳なき人ハ、土民下列の人といふもの也」と述べており、¹⁰⁰ 武士とはなんぞやという理念的な武士像は当時の商人が教訓書を著せるほど浸透していたが、人びとが目にするのは現実世界を生きた武士たちの生の姿であり、理想通りとはいかない彼らの姿が「侍の威」を下げる結果をもたらした。「富商富農」からの蔑みも生んだのであろう。一方では、経済的力量がどうであれ、仙台藩領内では武士身分こそが苗字帯刀・麻上下などといった身分的な特権を百姓・町人に与えることができる存在で、それを求める者がいたことも事実であり、その背景には支配者身分たる武士を中心とした衣食住全てにわたる規制があったことを思い起こすべきであろう。

最後に指摘しておきたいのは、制度としての武士身分の成り立ちと意識としての武士意識は分けて考える必要があるのではないかとということである。前章のなかで、地元の「武士」たちが直臣である預足軽・預給主を下にみる事例を紹介したが、これは、藩が認める正規の武士身分であれ、藩士が認める「武士身分」であれ、武士としての意識は等しく持っていたことを示唆するものであり、それは藩の金上侍と藩士家の「金上侍」についてもいえることであろう。

これに、凡下御扶持人（卒身分）でしかない旗本足軽らが「御侍様」に引きつけて自己主張している様子をも加えて考えるならば、制度的な武士身分のみを追ったのでは、誰が武士としての自意識を持ち、社会の側が誰を武士として認識しているのか、そういった問題の真に迫れないのではないだろうか。

逆に、権威の源泉の重層的な側面や重層的な武士身分の構造を探ることは、社会の武士を見る眼差しや現代にまで繋がるような武士身分のものに対する意識を探る上でも、決して無駄ではないように思うのである。

注

- 1 渡辺信夫「第三章第三節 家臣の配置」（『仙台市史通史編3』、二〇〇一年）一六三頁。
- 2 J・F・モリス『仙台藩「留主居」役の世界』（蕃山房、二〇一五年）一二頁。
- 3 『宮城県史復刻版2』ぎょうせい、一九七八年）五七六―六四頁。
- 4 『陸前国仙台藩籍調』（仙台市博物館所蔵「伊達家寄贈文化財古記録179-1」）より。
- 5 磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』（東京大学出版会、二〇〇三年）第一章。
- 6 磯田前掲書序章を参照。なお、森下徹「武士という身分」（吉川弘文館、二〇一二年）では萩藩の家臣のうち「どこまでが武士か」について述べられている（一五―一六頁）。
- 7 熊谷光子「帯刀人と畿内町奉行所支配」（塚田孝・吉田伸之・脇田修編『身分的周縁』部落問題研究所出版部、一九九四年）三八―三九頁。
- 8 熊谷前掲論文三九四頁。なお、津藩で武士身分扱いされている無足人が京都町奉行所からは郷侍の百姓身分扱いをされていることを明らかにした研究に、吉田ゆり子「第四章「郷士」と帯刀改め」（同『兵農分離と地域社会』校倉書房、二〇〇〇年）があり、兵農分離を論ずるにあたって「身分の地域性」に注目した論考に、平井上総「兵農分離政策論の現在」（『歴史評論』七五五、二〇一三年）がある。
- 9 磯田前掲書。
- 10 『仙台藩家臣録』四一八―四四頁（緒方家、五一―一七六―一七七頁（佐藤家）。なお、佐々久監修『仙台藩家臣録一』五（歴史図書社、一九七八―一九七九年）を利用。
- 11 磯田前掲書三二―三三頁。
- 12 以上、小林清治「東北大名の成立」（古田良一博士還暦記念会編『東北史の新研究』文理図書出版社、一九五五年）一四八頁、佐々木慶市「第二章第一節 家臣団の編成」（『宮城県史復刻版2』）七七頁、渡辺信夫「第三章第三節 家臣の配置」一五七頁より。なお、渡辺氏は明治四一年（一九〇八）刊行の『仙台市史』を引用されている。
- 13 『御貞列』（『宮城県史復刻版31』ぎょうせい、一九八七年）二〇〇頁、『万文通諸状之事附御貞列』（東北大学附属図書館所蔵「本館己A・三一九六（五〇）」）。
- 14 齋藤鋭雄「仙台藩下級家臣に関する素描」（『宮城県農業短期大学学術報告』三九、一九九一年）。
- 15 『高野家記録』（宮城県図書館所蔵「K211-ク」）享保一四年五月二八日条、同宝暦二年一月二三日条、『源貞氏耳袋十一』六〇頁。なお、吉田正志監修／「源貞氏耳袋」刊行会編『源貞氏耳袋一』十三（二〇〇七―二〇〇八年）を利用。
- 16 『四冊留』二〇〇頁、『萬格式御定』（宮城県図書館所蔵「KM3221-ヨ2」）。
- 17 『伊達世臣家譜』卷二（一三三―一三五頁）。なお、『伊達世臣家譜一』三三（『仙台叢書復刻版』宝文堂、一九七五年）を利用。
- 18 以上、『伊達治家記録（青山）』元禄一四年三月一五日条、『伊達世臣家譜』卷一三の栗村家（三九頁）より。なお、平重道編『伊達治家記録一』二十四（宝文堂、一九七二）

- 19 一九八二年)を利用。
『源貞氏耳袋二』一〇〇頁、『秘蔵録』(『仙台叢書復刻版十』宝文堂、一九七二年)三一・三四〇頁。
- 20 『萬格式御定』、『藩臣須知(別本)』(『宮城県史32』、一九七〇年)五一頁。
以上、小林清治『第三章 藩制の成立と城下の統制』(『仙台市史1本編1(復刻版)』、一九七四年)一一一〜一二二頁、渡辺前掲『第三章第三節 家臣の配置』一五六・一六〇頁より。
- 21 以上、『秘蔵録』二二七頁、『高野家記録』宝暦六年六月一三日条、『宝暦五年七月迄御知行御蔵米御切米御扶持方并人数調』より。
- 22 『大内家日記』(『宮城町誌史料編(改訂版)』、一九八九年)六三八頁。
『万文通諸状之事附御役列』、『扣』(宮城県図書館所蔵(KM3181ヒ1))。
以上、『伊達治家記録(義山)』寛永一三年八月二八日条、『伊達治家記録(青山)』天和三年一月一日・貞享二年六月三日条、『秘蔵録』三九七頁、『源貞氏耳袋五』一三三頁より。
- 23 『仙台市史1本編1(復刻版)』第三表(一〇一頁)、『宮城県史復刻版2』八二頁の表。なお、『宮城県史』が重出者を減じていない点については庄司恭『仙台藩扶持人の員数について』(『仙台郷土研究』復刊第19巻2号(通巻249号)、一九九四年)ですでに指摘されている(二四頁)。
- 24 J・F・モリス『近世武士の「公」と「私」』(清文堂出版、二〇〇九年)においても、『伊達世家家譜』や『出入司職鑑』(宮城県図書館所蔵(KM3181シ9))を根拠にした『仙台市史通史編3』の記述から大番士の知行取と俸禄取の人数について触れられており、『仙台藩は、圧倒的に俸禄制度の藩であった』と指摘されている(七四頁)。なお、『出入司職鑑』のデータはかつて小林清治氏が直臣の人数と禄高を算出する際に利用された『金穀方職鑑』(須永重光『仙台藩史料第一編』仙台藩史料刊行会、一九五三年)の数値とほとんど同じであり(一一一〜一一三頁)、小林氏は『金穀方職鑑』に記載された家臣数を明和年間(一七六四〜七二)のものとして推定されている。『金穀方職鑑』の記載は一部の家臣数を記載しておらず家臣総数を割り出すには不向きな史料であるが、知行取と切米扶持方取の人数が記されており貴重な史料である。本稿で利用した『宝暦五年七月迄御知行御蔵米御切米御扶持方並人数調』は宝暦年間に勘定奉行であった者の名が記されているなど勘定方の記録であることは間違いないが、同史料が載せる家臣数と全く同じ数値を載せる『奥陽名数』にはその家臣数が明和年間に調査されたものだとあり、判然としない部分があるため、本稿の表中では宝暦・明和年間とした。知行取と俸禄取(切米扶持方取)の人数についても違いがみられることは本文中で述べた通りである。
- 25 寛文一〇年には禄高三〇石未満の者が最も多かったが、文化一〇年には禄高の三〇石以上五〇石未満の者が最も多くなっており、禄高の若干の底上げがみられるものの、逆に禄高一〇〇石未満の割合が増えている。なお、以下、宝暦・明和年間の数値は『宝暦五年七月迄御知行御蔵米御切米御扶持方並人数調』から、寛政一〇年の数値は『惣家中分限並役附帳』から得たものである。
- 26 『諸令聚要』(吉田正志編『藩法史料叢書3』創文社、二〇〇二年)一一二頁。
平井前掲論文参照。
- 27 菅野正道『伊達政宗の転封と奥羽』(入間田宣夫監修/安達宏昭・河西晃祐編『講座 東北の歴史』清文堂出版、二〇一二年)三三四頁。
『伊達家文書』(東京大学出版会、二〇〇一年)二一七三(二六二)〜二六四頁)。
- 28 『片倉代々記』(『白石市史4』、一九七一年)一〇六〜一〇八頁。
- 29 池上裕子『日本における近世社会の形成』(『歴史学研究』八二二、二〇〇六年)、稲葉繼陽『第八章 兵農分離と侵略動員』(同『日本近世社会形成史論』校倉書房、二〇〇九年)、湯浅治久『惣村と土豪』(『岩波講座 日本歴史第9巻』岩波書店、二〇一五年)など参照。
なお、伊達氏に被官化を求めた土豪については、遠藤ゆり子『八 戦国の村町』(同編『東北の中世史4』吉川弘文館、二〇一六年)に詳しい。
- 30 『源貞氏耳袋四』一一〜一八頁。以下、彼らについては本史料より。なお、近世村落研究会上編『仙台藩農政の研究』(日本学術振興会、一九五八年)二五・三〇〜三二頁も参照。
以上、吉田正志『第四章第三節 近世身分制の確立』(『仙台市史通史編3』)二二三〜二二九頁より。
- 31 拙稿『武士の嗜み、武士の威厳 その三』(『宮城教育大学紀要』四六、二〇一二年)五〜六頁。
- 32 『宮城県史28』(一九六一年)四一〇頁。
小宮木代良『幕藩政治史における儀礼的行為の位置づけについて』(『歴史学研究』七〇三、一九九七年)七八七〜七八八頁、拙著『近世武家の「個」と社会』刀水書房、二〇〇七年)第四章。
- 33 『老人伝聞記』(『仙台叢書復刻版六』宝文堂、一九七一年)一〇一頁。なお、大坂の陣の際の「御本陣御備」のなかには「凡阿弥」という僧侶らしき人物もいたという(『伊達家文書』二一八〇八(三七九頁))。
- 34 入交好脩『土佐藩に於ける郷土制度の成立並びに変質過程』(高村象平ほか編『野村博士還暦記念論文集 封建制と資本制』有斐閣、一九五六年)、荻慎一郎『5章 土佐藩の成立と藩体制』(荻・森公章・市村隆男・下村公彦・田村安興『高知県の歴史(第2版)』山川出版社、二〇一二年)一八七〜一九一頁など。なお、仙台藩の郷土制度の創出については、佐藤大介『仙台藩の献金百姓と領主・地域社会』(『東北アジア研究』一三、二〇〇九年)に詳しい。
- 35 菅野前掲論文二二五〜二二九頁。
本吉郡南方入谷村組頭清兵衛の家(『宮城県史26』一九五八年、四六三〜四六五頁)など。以上、『諸寛』(宮城県図書館所蔵(KM3181シ2))、『秘蔵録』三一〇〜三一三頁、『大番組動方留』(吉田正志編『藩法史料叢書3』仙台藩史料刊行会、二〇〇二年)四〇〇頁、『四冊留』一三頁、前掲拙稿『武士の嗜み、武士の威厳 その三』二八二頁より。なお、『浪人帳』については、張基善『仙台藩における諸医師とその把握・動員』(『歴史』一〇九、二〇〇七年)が詳しい。
- 36 『秘蔵録』三三二〜三三三頁。また、享保一四年五月には「御馬乗・御白楽」の身分に関する問い合わせに対して奉行から「組士の次に士分に有之」との回答が町奉行(大浪太兵衛)と評定所役人(新田勘助)へ出されている(『秘蔵録』三三二頁)。なお、大浪・福井・新田の役職については、『伊達世家家譜』巻九・四四・巻一四一・一七二〜一七三・巻一五一・九八頁、『万御定格留』(『藩法史料叢書3』)五二〇〜五二一・六六六〜六六七頁や命令の伝達ルートから推定した。
- 37 なお、幕府の評定所・町奉行所・勘定奉行所での吟味座席と身分・職分の問題を扱った論考に、尾脇秀和『吟味座席と身分・職分』(『日本歴史』七六六、二〇一二年)がある。二月初の卯の日に行われる具足開きの祝いのこと(中川学『第五章第一節 武士の生

- 49 『四冊留』一九九〇頁など。
- 50 『仙台藩気仙郡大肝入吉田家文書御用留帳』（東北大学大学院文学研究科東北文化研究室所蔵マイクロフィルム（GB391-075））寛延三年の史料番号30。なお、小嶋の役職については、『伊達世臣家譜』巻九一〇一・巻一一二〇二頁と命令の伝達ルートから判断した。
- 51 籠橋俊光『近世藩領の地域社会と行政』（清文堂出版、二〇一二年）二九六～二九九頁。
- 52 籠橋前掲書三一頁、『御触御用永留牒』（東北大学附属図書館所蔵（巴A-3-196（22）））。
- 53 中川学『大名の死をめぐる頭髪規制の展開』（入間田宜夫監修／鈴木岩弓、田中則和編講座 東北の歴史六）清文堂出版、二〇一三年）二二三～二四四頁。
- 54 例えば、『秘鑑並衣服之制一』（宮城県図書館所蔵（KM3221-ヒ））。
- 55 前掲『仙台藩農政の研究』二二〇頁。
- 56 なお、『仙台府諸士藩籍』（仙台藩書復刻版六）解題も一門着座までの陪臣数を記しており、古くから引用されてきたが、合計数に誤りがみられる。同書が記す各家格の陪臣数を合計すると正しくは一万四六三八人となる（二六九頁）。
- 57 『高野家記録』明和二年七月六日条。なお、藩の役別規定が制定されたのはこの翌年であり、四代藩主綱村・五代吉村の両政権下を通じて藩制末期まで続く身分格式が定まっていた様子がここからも看取できる。
- 58 J・F・モリス『近世日本知行制の研究』（清文堂出版、一九八八年）一七〇頁。
- 59 J・F・モリス『150石の領主』（大崎八幡宮、二〇一〇年）八～九・六五頁。
- 60 J・F・モリス前掲『近世日本知行制の研究』第六章。
- 61 高柳真三『刑法及び刑事裁判』（『宮城県史復刻版7』、一九八七年、初出は一九六〇年）一四頁、薩日内良則『仙台藩の陪臣層について』（『研究紀要』（東北歴史資料館）八、一九八二年）八頁。
- 62 以下、前掲『萬格式御定』、『統郡例鑑』（『藩法史料叢書3』）六九九頁、『編年記略』（宮城県図書館所蔵（KM288-1-1））より。なお、陪臣士分については前掲拙稿『武士の嗜み、武士の威厳 その三』を参照のこと。
- 63 前掲『片倉代々記』享保一七年八月一日条（三〇五頁）。
- 64 『蔵王町史資料編Ⅱ』（一九八九年）三三三頁。
- 65 以下、『片倉代々記』貞享元年八月一日条（二三三頁）、『白石市史Ⅰ通史編』（一九七九年）二五三頁（第32表）より。
- 66 以上、佐藤巧『近世武士住宅』（叢文社、一九七九年）二九八～二九九頁、『水沢市史3近世（上）』（一九八一年）九七七～一〇三六頁、『柴田町史資料編Ⅰ』（一九八三年）七一～七二七頁、『丸森町史資料編』（一九八〇年）二〇三頁、『江刺市史第五巻史料篇近世Ⅰ』（一九八五年）五四八～五五五頁、『松山町史』（一九八〇年）二五七～二五八頁、『永代留』（『角田市史3史料編』、一九八六年）四二～三頁、『小牛田町史上巻』（一九七〇年）二二七～二三五頁、薩日内前掲論文七～八頁より。
- 67 モリス前掲『近世武士の「公」と「私』』（二八八～二八九頁の注（5））。
- 68 以上、磯田前掲書五四～五七頁、川村要一郎訳・編『白石城主片倉氏と家臣の承譜』（創栄出版、一九九七年）、前掲拙著第四章注112（二三二～二三三頁）、拙論『松森村の『在所』と矢野家中』（『仙台市史特別編9』、二〇一四年、二二二頁）、『片倉代々記』享保五年
- 9月二一日条（二七八頁）、『高野家記録』享保三年二月二六日条、同一一年七月六日条、元文六年一月二五日条など。
- 69 倉橋真紀『受け継がれていた地域の歴史』（『市史せんだい』二二、仙台市博物館、二〇一一年）三三～三三三頁。
- 70 『高野家記録（退隠記）』安永三年二月七日条。
- 71 『片倉代々記』元文三年七月七日条（三四三頁）。
- 72 佐藤前掲『近世武士住宅』口絵1～17、246～327頁、二四六～二四七頁。
- 73 モリス前掲『近世日本知行制の研究』二〇〇頁。ただし、一方の預足軽たちの方も陪臣たる岩城家中を貶めな態度を取ったといひ、双方が相手を低く見ていたこともわかる（高橋梵仙『江刺足軽文書』日本学術振興会、一九七四年、八〇三頁）。
- 74 以上、『法禁』（仙台藩書復刻版二）宝文堂、一九七一年）三七一～三七四～三七五～三七七～三七八頁、『諸格御触留帳』（宮城県図書館所蔵（KM3221-シ4））、『仙台藩気仙郡大肝入吉田家文書御用留帳』寛政五年～二五番より。
- 75 前掲『宮城県史復刻版2』一章、前掲拙稿『武士の嗜み、武士の威厳 その三』七一～七五頁。
- 76 深谷克己『江戸時代の身分願望』（吉川弘文館、二〇〇六年）一三六頁。なお、氏が十八世紀七〇年代の安永年間より以前のもので推定し引用されている『荒録一覽』の史料には「百姓から郷士格 五五〇両」とあり（二三八頁）、郷士格は天保七年（一八三六）の大凶作をきっかけに新たに創設されたいわゆる献金郷士制度であるので（『出入司職鑑』）、正しくは一九世紀前半の史料ということになる。この点については、すでに佐藤大介氏による指摘がある（佐藤前掲論文注22（七八頁））。
- 77 『伊達治家記録（青山）』貞享四年一月一日条と同条を載せる『伊達治家記録十』の一六三頁（注解）より。
- 78 『伊達家文書』（東京大学出版会、二〇〇一年）七一～七五四九（一六五～一六六頁）。なお、この点に関してはすでに小林清治氏の指摘がある（前掲『仙台市史Ⅰ本編Ⅰ（復刻版）』四四五頁）。ところで、金上侍を許容する考えがどこから出た考えなのか判然としないものの、藩主自身が書付をもって命じた相手が藩の奉行ではなく藩財政の責任者である出入司および村政一般を扱う郡方奉行だったことは示唆的である。金上侍の始まりも藩の台所を預かる者と村の事情に通じた者が編み出した可能性もある。
- 79 『源貞氏耳袋七』九四～九七頁、『仙台考義録』（『仙台藩書復刻版二』）一九～二〇頁。以下、『伊達家文書』七一～七五四六（二二二～二二六頁）より。
- 80 『志津川町誌資料集Ⅰ』（一九九〇年）二二五頁。なお、地域における貨幣の蓄積に関しては、高橋陽一氏が興味深い研究をされている。氏によれば、仙台藩領の磐井郡猪岡村小猪岡では、天保の飢饉下にあっても負担を賄えるだけの貨幣の蓄積があったという（『天保飢饉における村の負担』『平川新編』江戸時代の政治と地域社会 第一巻）清文堂出版、二〇一五年）。
- 81 この点については前掲拙稿『武士の嗜み、武士の威厳 その三』を参照のこと。
- 82 平重道・齋藤鋭雄編『伊達世臣家譜続編』（宝文堂、一九七八年）。
- 83 モリス前掲『近世日本知行制の研究』第七章。
- 84 前掲『白石城主片倉氏と家臣の承譜』三三五～三五二六頁など。なお、藩の奉行職を務めた片倉家一〇代宗景は名君の誉れ高き人物であるが、その彼も自家の財政再建の一助として多くの金上侍を登用している（『白石市史Ⅰ通史編』二六四頁）。

86 『六代治家記録』（宮城県図書館所蔵（KD1-209-101））、『薬山公治家記録』（同（KD1-209-101））。

87 『出入司職鑑』よれば「士之極末席」として創設されたのが「猷金郷士格」である。
 88 以上、前掲『万御定格留』五六二頁、高倉淳編『仙台藩刑罰記』（一九八八年）六五二～六五三頁より。なお、家格着座高野家では安永三年（一七七四）八月に家中に対して次のように命じている（『高野家記録（退隠記）』安永三年八月二九日条）。

○過六日如左申渡之（問違違）

御家中は農作専任相統可申義二候処、近年ハ利欲を魚り請売商売数多ニ相成候由不取合ニ候、此末は御歩行已下は無御構候、併清酒其外御法度物ハ勿論、無用之菓子類手遊物杯は取次完候義屹度可指留事

一御小生以上は請売物取次完共堅被相留候、手作物草履草鞋之類手細工物は別段之儀御構無之事

但小生已上之内ニ而も先年願之上、公義御判紙申請商売物仕来候者無御構候、夫共ニ菓子類手遊物之類無用之品ハ可相止事

右之通被 仰出候条頭々承知支配中え可申渡事

年八月六日

これは自家の家中に「利欲を」漁り「請売商売」を行う者が多い状態を是正しようとしたものであり、陪臣たちも「商売」をして利殖に走っていたことがわかる。高野家では規制はするものの下級家臣には「請売商売」を許可したこと、「無用之菓子類手遊物杯」を扱うことを厳禁する一方で、「手作物草履草鞋之類手細工物」については認めたことがわかり興味深い。

89 三原良吉「大番士の家庭生活」（『仙台郷土研究』一三二頁、一九四三年）八頁。

90 高倉淳『仙台藩犯科帳』（今野印刷、一九九五年）一五頁。

91 以上、高柳前掲論文二一～二二頁、「秘蔵録」一五七頁より。

92 家格準一家の葛西家（『伊達世臣家譜続編（甲集）』一門一家準一家一族一（三九頁）、家格着座の川島家（『伊達世臣家譜続編（甲集）』宿老着座太刀上二（八一頁）、家格召出の石田家（『伊達世臣家譜』巻九（九九頁）、家格平士の伊藤家（『伊達世臣家譜』巻一（三四〇頁）、村上家（『伊達世臣家譜続編（乙集）』平士一（四一三頁）、桑名家（『伊達世臣家譜続編（乙集）』平士一（四〇一頁）、香味家（『伊達世臣家譜続編（乙集）』平士一（七七八頁）、成田家（『伊達世臣家譜続編（乙集）』平士一（七七八頁）、山本家（『伊達世臣家譜続編（乙集）』平士一（七七八頁）、針生家（『伊達世臣家譜続編（乙集）』平士一（七七八頁）、戸津家（『伊達世臣家譜続編（乙集）』平士一（七七八頁）、木崎家（『伊達世臣家譜続編（乙集）』平士一（七七八頁）。

93 『四冊留』には「諸給人御改易等ニテ屋敷被召上、御竿入地妻子・下中為相統之親類抱地ニ被成下度願」を出した際には「百姓並諸役」を勤めるとの記述があり（二八一頁）、改易された藩士家の家中が旧主の屋敷を抱地にする具体例もある（『源貞氏耳袋八』五九頁）。「仙台藩刑罰記」には自らの抱地を犯罪を犯した親類に預ける者の姿を確認できる（五七〇頁）。

94 『四冊留』二二～二四頁。なお「抱地御定」が出された二年後の享保一八年（一七三三）には「他所浪人」が領内に居住する場合の取り扱いについて「御城下・在々共不残」に触が廻され、「他人借宅ニ指置」く場合には「所縁之者曼合ニ而」始末すべき旨や「浪人士」

の「鉄炮御改并切支丹宗門御改」についても人念に実施すべき旨が命ぜられている（『続郡例鑑』七一八～七一九頁）。

95 朝尾直弘「近世京都の牢人」（同『朝尾直弘著作集七』岩波書店、二〇〇七年）、熊谷前掲論文、吉田前掲論文、山本英二「浪人・由緒・偽文書・苗字帯刀」（『関東近世史研究』二八、一九九〇年）、同「甲斐国「浪人」の意識と行動」（『歴史学研究』六一三、一九九〇年）、兼平賢治「近世前期における牢人（新参家臣）の一生と武家社会の転換（上・下）」（『岩手史学研究』九〇・九一、二〇〇九・一〇年）。なお、久留米藩の「浪人」の身分格式について述べた論文に吉田昌彦「久留米藩「浪人」制度に関する再検討」（『九州文化史研究所紀要』四四、二〇〇〇年）がある。

96 『秘蔵録』三一頁、『続郡例鑑』六九九頁。

97 なお、元文四年（一七三九）八月には一門衆家老たちの次三男が浪人した場合についても「暇出候は、士格に無之候事」と決められている（『秘蔵録』三一九頁）。

98 前掲『永代留』四六六頁。なお、こうした行き逢いの作法については、拙稿「武士の嗜み、武士の威厳」（前掲『講座 東北の歴史』一）三〇一～三〇三頁を参照。

99 詳しくは、拙稿前掲「武士の嗜み、武士の威厳」その三」を参照。
 宮城県古文書を読む会編『家内用心集』（今野印刷、一九九六年）三一～三三頁。

100 『付記』本研究は「SPS科研費」125770283の助成を受けたものです。

101 「謝辞」貴重な史料の閲覧・撮影に関して仙台市博物館から御高配を賜りました。末筆ながら御礼申し上げます。

A Basic Study of Samurai Status in Sendai Han

HOTTA Yukiyoishi

要 旨

日本近世史分野では、身分制研究の進展を背景に、大名家の家臣団のなかでどの階層からが世襲の武士身分であったのかという点が議論されており、一方、武士身分とは誰が認定するのかという点についても研究されている。

本稿は、以上のような認識のもと、「武士身分の者」の多さが特徴とされる仙台藩の武士身分について整理するものである。果たして、仙台藩の領内では誰が武士として認められたのか、いわゆる武士身分であると認められる存在について、直臣、陪臣、金上侍、浪人まで含めて考察を加え、同藩における武士身分の重層的なあり方を論じたものである。

なお、その過程で従来の研究の誤りや等閑に付されてきた点についても言及している。

Key words : 武士身分、直臣、陪臣、金上侍、浪人

(平成28年9月30日受理)